

私どもいたしましては、我が国の経済構造改革の推進のためには、電気通信市場における一層の競争促進を通じた情報通信事業の活性化が必要不可欠と考えておるところでございまして、このため、NTTの再編成、接続ルールの制度化、それから規制緩和の推進、これらを一体として推進する、私どもいわゆる第一次情報通信改革と申しておりますが、そういうものに取り組んでおりまます。

今回の法律案に盛り込まれました抜本的な規制緩和策の着実な実施によりまして、このような改革のさらなる推進が図られるものと期待しておりますので、よろしく御審議をお願いしたいと思います。

それで、規制緩和についていろいろな分野に

たつて いる法律なのですけれども、一番最初と い ま すか、KDD を 完全 民営 化する とい うお 話が ある わけでござります。

衆参の国会の委員会で附帯決議もつけられておりまして、特に参議院の方なんかはもう早くしようと、いうような感じの附帯決議だつたと思います。そういうふた環境も整いつつあるわけですねけれども、今回、KDDを完全民営化するに当たりまして、郵政省として、今後、我が国の電気通信事業者の国際戦略についてはどうのようにお考えなのか、お尋ねいたします。

○谷(公)政府委員 情報通信につきましては、廿
界の各国におきまして、リーディング産業として
成長しますとともに、二十一世紀の社会経済活動
のあり方を左右する基幹産業として期待をされて
いるところでございます。各国とも、これを戦略
産業として育成して、国際競争力の向上を図りま
すとともに、外国におきましても自国の企業にこ
のような役割を担わせたい、そういう戦略をとつ
ているものと思われます。

郵政省といたしましても、昨今のグローバルな
競争環境を念頭に置きながら、技術革新の推進、

インフラの整備、アプリケーションの開発などを通じましたリーディング産業としての我が国の電気通信事業の発展の支援、KDDの完全民営化などの規制緩和を初めとした競争促進政策の一層の推進を通じました我が国電気通信事業者の国際競争力の向上、それから我が国電気通信事業者の国際展開の積極的な支援、こういったことによりまして、電気通信分野におけるグローバル化に積極的に対応していくたいというふうに考えておるところでございます。

○大石委員 それで、国際戦略ということも今言われたわけでござりますけれども、この分野につきましては、特にアメリカなどから希望といいますか、いろいろとそういった意見なども漏れ聞こえてくるわけでございます。

この法案のベースになつてているものもそうですけれども、一番最近の規制緩和推進三ヵ年計画についても、アメリカの通商代表でありますパシエフスキーという女性の方から、NTTの接続料の改定といいますか、早く言えば、もう少し早く、安くするということを決めるということだと思いますのです。そういうことも含めて、私も資料で一回ならずいろいろと見せていただきたこともあるのですけれども、特にアメリカからこの分野について、事細かないろいろな要求も出しているわけでございます。

郵政省の方としては、そういったものの内容をどれだけ把握されて、どのように対応していくこうたい体制を整えているのか、その辺をお聞きしたいのですけれども、よろしくお願ひいたします。

○谷(公)政府委員 アメリカはいろいろな場でいろいろな注文をつけてこられるわけですから、私も、特に、本年三月三十一日に発表されましたUSTRの九八年外國貿易障壁報告書、いわゆるバラアレポートでございますけれども、この中では、私どものつておりました施策の国際公専一公の自由化など、こういった一連の規制緩和策については評価をいたしておりますが、その一方で、御指摘のように、接続料に関しまして、長期増分

インフラの整備、アプリケーションの開発などを通じましたリーディング産業としての我が国の電気通信事業の発展の支援、KDDの完全民営化などの規制緩和を中心とした競争促進政策の一層の推進を通じました我が国の電気通信事業者の国際競争力の向上、それから我が国の電気通信事業者の国際展開の積極的な支援、こういったことによりまして、電気通信分野におけるグローバル化に積極的に対応していきたいというふうに考えておるところでございます。

○大石委員 それで、国際戦略ということも今言われたわけでござりますけれども、この分野につきましては、特にアメリカなどから要望といいますか、いろいろとそういう意見なども漏れ聞こえてくるわけでございます。

この法案のベースになつてているものもそうですが、一一番最近の規制緩和推進三カ年計画についても、アメリカの通商代表でありますバシェフスキーという女性の方から、NTTの接続料の改定といいますか、早く言えば、もう少し早く、安くするということを決めるということだと思いますのです。そういうことも含めて、私も資料で一回ならずいろいろと見せていただきたこともあるのですけれども、特にアメリカからこの分野について、事細かないろいろな要求も出でているわけでございます。

郵政省の方としては、そういうものの内容をどれだけ把握されて、どのように対応していくこう

費用方式、これを八八年未までに導入せよといふ要望、それから透明かつ時宜を得た無差別な線路敷設権の確立を望む、そういうたよな規制緩和の実現を要望をしてきておるところでござります。

この一つ目の長期増分費用方式につきましては、さきに閣議決定されました規制緩和推進計画におきまして、接続料の引き下げを促進していく当初予定されておりました平成十二年度から平成二十一年度中へと一年間前倒しをするという措置を盛り込んでいるところでございます。

これは現在、私どもの部内におきまして研究会を開設いたしまして、この長期増分費用方式を計算するためのモデルの作成の検討作業を行つておりますけれども、このモデルの完成までには一年以上の期間を要すると考えられますし、さらに、その取り扱いの最終的な判断は、平成十一年度に明らかになります平成十年度の接続会計の結果など、これは昨年法改正を御承認いただきました、これによりまして今取り組んでおります新しい接続の制度の施行の状況をも見ながら考えていく必要があるわけでございまして、これだけの期間は必要であると考えております。

なお、米国におきましても、州際のサービスにつきましては二〇〇一年以降にこの長期増分費用方式の導入を検討するということとされておるところでおざいまして、諸外国におきましても、この方式につきましてはまだ確立したモデルと異なるほどのものはないとの承知しております。

この件につきましては、日米の規制緩和会合などの場におきまして、我が国の接続料低廉化の取り組みでございますとか、この長期増分費用方式の検討の取り組みを説明していくところでございますけれども、今後とも米国に対し十分説明をし、理解を求めてまいりたいと考えております。

それから二つ目の線路敷設権の枠組みについて検

討論を行い、その結果を一九九八年中に取りまとめたという内容が盛り込まれております。現在政府内で検討中のところでございます。

○大石委員 そこで、KDDは、完全民営化した後も、我が国を代表する事業者として、海外進出等を含めまして活躍していただきなければならぬと思つております。

対地の状況としては、KDD以外、日本テレコム、IDCなど、そちらの数字の方では完全民営化の状況が整いつつあるというデータの根本になるような感じはありますけれども、依然として、自動のみ、あるいは自動プラス非自動の発信分担ということにつきましては、KDD以外の国際系NCCのパーセンテージ、トライフィックシェアが年々ふえているということはありますけれども、現状で今の数字でございますので、やはりKDDのそういう重みというものはあるわけでござります。

前の質問と今の御答弁がありましたが、例えばKDDのアメリカでの子会社の事業展開について、FCCこれはアメリカの連邦通信委員会ですけれども、それからの認証取得に長い期間がかかるたり、あるいは事实上参入できないような条件を付与されるような、日本にいろいろと言つてくる割には、アメリカの方もこちらが進出するに当たりましていろいろな規制的なものがあるのではないかということを私個人は思つてゐるわけでござりますけれども、こういうことに関しまず郵政省の対応といいますか、そういういたるものについて少しお聞きをしたいのですけれども、よろしくお願ひいたします。

○谷(公)政府委員 先生御指摘のように、我が国の国際通信事業者、対地の関係では、三社それぞれ遜色のないような段階に来ておるわけでござりますけれども、やはり依然としてKDDは主要な国際通信事業者であるということは御指摘のとおりでございます。

それから、アメリカとの関係でございますけれども、この三月に、設備ベースの日米間の国際通

信サービスを提供するKDDの米国子会社、この

米国参入の認証に關しまして、事業開始のために
は、国際精算料金を一分間十五セント以下に引き
下げる、いわゆるベンチマークでございますが、
これを条件とするということをFCCが言つてま
りまして、これでは実質的にサービスの開始が
できないという状況になつておるわけでございま
す。

それから、これも御指摘いたしましたように、
平成八年におきましては、日米間の公衆網接続を
しない専用線の再販サービスにおきまして、認
証までに一年一ヶ月もかかつたという例もござい
ます。

アメリカの制度は、一見、非常に簡素に見える
のでござりますけれども、非常に不透明な部分も
あるわけでございまして、私どもとしましては、
そういったアメリカの規制のあり方についても改
善されるように、機会をとらえて求めているところ
でございます。

こうしたアメリカの動きは、実質的に我が国事
業者の米国進出を妨げるものでござりますし、そ
れから米国市場への参入を制限するものとして、
WTO協定との整合性の観点からも疑問があるも
のでござります。

特に、このベンチマークルールを米国市場参入
の条件とすることにつきましては、事実上の米国
市場への参入障壁となりますこと、それから本来
商業ベースで決めるべき事業者間の精算料金を米
国政府が米国への市場参入規制と結びつけて一方
的に設定するというものであること、それから、
商業ベースで決めるべき事業者間の精算料金を米
国政府が米国への市場参入規制と結びつけて一方
的に設定するといふ認識しております。このルール案の
策定段階で米国政府に対してコメントを提出いた
しましたところでござりますし、また、日本の規制緩
和会合等の場におきましても改善を求めてきたと
ころでございます。

先ほど申し上げました、このほかのアメリカの
参入規制のあり方につきましても、あわせまして、

引き続き機会をとらえて改善を求めていきたいと
考えております。

○大石委員 一国を敵視するわけではありません
けれども、それなりの主張をしてくる国でもござ
います。また、先ほども申し上げましたとおり、
この電気通信分野についてはかなりのページ数と
いいますか、文字数も割いて、そういった要望的
な文書も作成をしたりしているところもございま
す。

自分たちもそのように規制緩和というものをき
ちんとやつていれば、そういう指摘もうなづけ
ると私は思うのですけれども、どうも今の御答弁
も含めたいろいろな状況、情報から判断いたしま
すと、日本に対してはかなりそういう面で言
う割には、自分の国の国内の規制といふものはかな
り保守的ではないかと思つておりますので、国際
的なそういういろいろな機関を含めまして、適
切な対処を再度よろしくお願ひをする次第でござ
います。

しかしながら、規制緩和というものは根本的に、
今世界的にいろいろな国で経済構造改革といふも
のをやつておりますし、自国のいろいろな産業の
振興とかあるいは消費者の方々にメリットが大き
いということは確かにございますので、その両方
を適切にあわせつつ、整合性のある政策といふも
のを国内においてこれからよろしくお願ひを申し
上げます。

KDDが完全民営会社となりますと、やはりど
うしても採算ベースということで商業活動に重点
を置くようになるのではないかと思います。電報
業務とかそういう面も含めて、多少のユニバーサルサービス的な、義務的なものと言つてはなん
ですかね。そういうところも残りつつはあり
ますが、そういう方向に行くのではないか。
あるいは、特殊法人でなくなることによりまし
て、IITU、国際電気通信連合といふ国際組織が
あるのですけれども、そういうところも残りつつはあり
ます。また、そういう心配も、私なんかは少し思いをする面もあ
るわけでございます。

るわけでございます。

そういったことから、国際機関における我が國
の地位を強化するために、この点について郵政省
として何かお考えというものをお持ちなのか、お
聞かせいただきたいのですけれども、よろしくお
願いいたします。

○谷(公)政府委員 KDDはこれまで、IITUの
認められた事業体、ROAと書いておりますけれ
ども、こういったものとして、それからインテル
サット、インマルサットにおける署名当事者とし
て積極的にその活動に参画をしてきたところでござ
います。

これらの地位は、KDDが完全民営化されま
した後も変更されるものではございませんで、KD
Dにおきましては、完全民営化後におきましても、
これまでおり積極的にこれらの活動に参画して
いくものと私どもとしては考えております。

我が国の国際機関における発言力を強化すると
いうことは、御指摘のように、大変重要なことで
ござりますので、郵政省といたしましても、KD
D等の電気通信事業者等との連携によりまして、
国際機関にこれまでおり積極的に参画できるよ
うに対応してまいりたいと考えております。

具体的に申しますと、郵政省といたしましては、
ITUの場におきまして、無線通信規則などの世
界的なルールづくりへの寄与、貢献、それから世
界的な標準化に向けた勧告作成のための研究活動
における我が国技術の紹介や知恵の提供、それ
から開発途上国に対する有用な情報の提供や専門
家の派遣などの国際協力、こういったことなど、
世界的に調和のとれた電気通信の発展に必要不可
欠ないろいろな活動につきまして、積極的に貢献
をしていくということの中で、我が国の国際的な
地位の向上を図つていただきたいというふうに考えて
おります。

○大石委員 その地位を利用して影響力をを持つこ
とはいいのですけれども、自国だけのためという
か、国益のためだけ、そういう点だけでなく、こ
れはある人から見るとちょっと甘いと言われるか

もしませんけれども、今御答弁にあつたよう
な形で、例えば技術的にかなり進んでる分野もござ
いますので、国際貢献という点も含めまして、
世界的なこの分野における日本のさらなる活躍と
いうものを期待申し上げる次第でございます。

先ほども少し、アメリカの国内の規制緩和等を
含めた質疑等もさせていただきましたけれども、
我が国この分野におけるいろいろな知恵とい
うものは、アメリカよりもむしろ今の段階でもそ
ういったことを思つております。これは、開
鎖的ではないといいますか、かなり開放されて
いるのではないかと私は思つております。これは、
むしろ日本の国内の電気通信分野における産業等
の振興に利する、あるいは消費者の方々の利益に
なるということで自主的にやられているという点
もありますし、内閣がいろいろな規制緩和の政策
を行つてあるという点もあると思います。

この法律の柱のうちの一つでありますけれども、
電波関係でございますが、携帯あるいは自動
車電話やPHS等の無線設備及び電話機あるいは
ファックスなどの端末機器の基準・認証制度とい
うものがあるのですけれども、無線の混信の防止や
電気通信ネットワークの損傷防止という観点か
ら、必要ではあるという一方でこうした設備や
機器を提供しようとする海外のメーカーにとって
は負担という、さつき、これは別の分野ですけれ
ども、アメリカでは日本がかえつて負担といった
ことがあります。今回改正をいたしますけれども、
今まででは海外のメーカー等に負担になつている場
合があつたということで、今後の情報通信の一層
の国際化として、その規制のあり方といふものが
重要なポイントであると承知をしております。

今回の基準・認証に関する法改正を行う理由、
そしてこの改正によりどのようなメリットが期待
をされるのか、先ほどの前段の部分の私の意見と
は別に、郵政省の方の御意見といいますか、お考
えというものをお聞かせ願いたいのですけれど
も、よろしくお願いいたします。

○谷(公)政府委員 今回の基準・認証に関する法

改正につきましては、御指摘のよう、電波法の技術基準適合証明制度と電気通信事業法の技術基準適合認定制度と二つございますが、ほぼ同様でござりますので、電波法の例で申し上げさせていただきます。

これは、国内外の民間事業者の方々が測定された電気通信設備に関するデータを技術基準適合証明の審査において活用すること、それから二つ目に外国の認証機関が行いました電気通信設備に関する認証を受け入れるということ、それから電気通信設備を個々ではなく工事設計単位でまとめて認証する制度をつくるといったことからなり立っています。

たしまして、電気通信設備の基準・認証制度について、昨年十一月のAPECの閣僚会議、それから昨年三月の規制緩和推進計画の再改定についておきまして、外国の試験データそれから認証等の相互承認の実現に向けての積極的な取り組み、また、タイプを、設計でござりますけれども、基礎とする制度の創設と、いうことが要請されております。

また、携帯・自動車電話等の急激な加入増を背景にいたしまして、技術基準適合証明等を受ける電気通信設備の台数が急増いたしました。大量生産の機種向けの簡素な制度の新たな導入ということが昨年十一月の「二十一世紀を切りひらく緊急経済対策」でも決定されたことでござります。こういったことを背景といたしまして、国内外の民間能力の活用を通じて、制度の合理化を図ることが必要であるということが本件の改正の理由でござります。

そして、この改正による直接的なメリットといたしましては、申請者でありますメーカー等の経済的な負担、時間的な負担が軽減されますこと、またから行政事務の方も合理化されますこと、また諸外国との相互承認、それから制度の国際的な調和の実現に向けて、制度上の受け皿がこれによって整備されますこと、こういうことがあります

ますので、大変意義のあるところだと思っております。

また、間接的なメリットといったしましては、二十一世紀に向けてのリーディング産業であります情報通信産業の一層の活性化、それから電気通信設備の利用者の利便の向上などいうことが期待されるということになります。

そういう題目でございまして、先生御指摘のとおりでございます。

いうことは、多少の懸念があるのではないかとう部分もあるわけでございます。

その中で、外国の認証機関には日本政府の監督が十分に及ばないと考えられる点もなきにしもあらずだと私は思いますけれども、そのまま外国の

認証結果を受け入れて大丈夫なのか、その点の郵
政省のお考へをお聞きしたいのです。

○谷(公)政府委員 この電波法等におきます承認
証明機関等として承認されます外国の認証機関の
条件といたしましては、既に外国において、当該

外国の法令に基づきまして我が国の技術基準適合証明等と類似の基準・認証業務を行つてゐる者であること、それからまた、我が国がこれを承認するに当たりましては、我が國の中で郵政大臣が技術基準適合証明等を行わせる者として指定いたし

ました指定証明機関等と同様の基準に適合するかどうかということを審査いたしまして、適合する認められた場合であること、それからまた、その業務の実施方法につきましては、その機関の業務規程を郵政大臣の認可に係らしめることにより

まして、我が国の指定認明機関等の手続と同様の手続によりまして電波法等の技術基準に適合していることの審査を行わせることとしております。こういったことから、適正かつ確実な認明等の業務が担保されると期待しているところでございます。

る上で必要な場合には、これらの機関に対しまして、業務の適正な実施を求める請求を行う、それ

から機関に対しまして報告徵収を行う、それから立入検査の実施を行うといった規定も盛り込まれております。

らを拒否するといたしました場合には、業務の適正な実施を担保することはできないということでござりますので、この機関としての承認を取り消すことができるという規定が盛り込まれているところでござります。

○大石委員 そういう点も含めまして、最初はいろいろなことがありますとおもいますが、国内の消費者の方々にできるだけ御迷惑のかからないような対策をおとり願いたいと思います。

総括的な質問になりますけれども、我が国は、

電気通信設備の基準・認証制度についての国際的な動向にこれからどのような対処をしていかれるのか、また今後、相互承認協定等に対してもどのよ うな姿勢で臨んでいかれるのか、この点について、お聞きをしたいと思います。

○各(公)政府委員 現在APECにおきまして電気通信設備の相互承認協定のモデルにつきまして検討しているところでございまして、我が国もこのAPECのメンバーといたしましてこれに積極的に参加、貢献をいたしております。

それからEUとの関係でござりますけれども、EUとの間におきまして、相互承認について協議中でございます。昨年十二月の会合におきましては、電気通信設備について、相互承認協定の早期の締結に向けて検討する分野として電気通信分野

を合意いたしたところでござります。
我が国といたしましては、今回の国内の制度の整備を受けまして、米欧等の先進国に対しても、我が国において行った証明の結果の受け入れを求めてまいりますとともに、APECにおける相互承認協定の締結に関する協議につきましても、引き続き積極的に取り組んでいきたいというふうに考

えであります。

ただきますが、先般の日米航空交渉の合意等に見られるように、いろいろな交渉の中でも、一たん不利な立場に置かれますと、いろいろと巻き返しが大変な、そういう政治的な問題も含んでおりますので、そういうものと国内の規制緩和、産業

の育成、あらゆるものとを総合的にいい方向に行くよう、行政府、立法府、力を合わせてこれから頑張っていかなければならぬということを再確認させていただきます。

委員会審議が速やかに行われていないような発言につきましては、不要な誤解を招きかねませんので、この部分につきましては、心からおわびを申し上げまして、私の質問を終えさせていただきま
す。

○坂上委員長 小沢銳仁君。
○小沢(銳)委員 民主党の小沢銳仁でござります。
どうもありがとうございました。

関しまして質問させていただきます。
まず、今も質問がございましたが、今回のこの
法案、規制緩和を進めていくこう、これが一つ大き
な柱になつてゐるわけであります。それそのもの
は大変重要だし大事なことだ、こういうふうに思

うのですが、今度はアメリカあるいはまだアメリカ以外の国際的な電気通信事業、こういうことで考えますと、これはやはり相当な産業政策戦略といいますか、そういうものがぶつかり合っている場だというふうに私は認識しているのですね。

先般私たちはアメリカに行きましたときに、アメリカの方がある方がこうおっしゃいました。金融の次は情報通信だ。これは、金融で日本を本当に徹底的に、ある意味ではアメリカの戦略を仕掛けといって、その次の次は情報通信だ、こういう言い方をしているのも聞いたことがあります。

そこで、個々の細かいケースには入れないので

ですが、具体的なケースを見ても、私の手元にある
昨年の十二月の新聞だと、KDDの米国内での専
用線再販事業参入をめぐる問題、それからこれは
一九七三年三月の新聞でありますけれども、NTTと
KDDが同じく米国に国際通信サービス事業とし
て免許申請した問題で、FCCが極めて時間のか
かる決定をしているわけですね。もともとは A
T & Tが反対だとか、そういう話をもとにして、
FCCが時間のかかる決定になつていて。また郵
政省の方は、それに対して、ジュネーブの世界貿
易機関、WTOの基本電気通信交渉で異例の早期
許可を正式に申し入れた、こういう経過もあるよ
うに聞いておるのであります。

この問題は、こういった形であらわれているよ
うに、ある意味では大変大きな産業戦略論の中で
なされているわけです。ですから、ある意味でい
うと、我が国だけどんどん開いていく、しかし
我が国の事業者が今度アメリカあるいはまたヨー
ロッパのところに行つたときに、要是同じような
対応がとられていない、こういうことになると、
これは極めてゆるい問題であります。

そういう観点から、大臣、この問題はまさに
日本の次の時代の産業をどうするかということの
物すごく重要な話だと思います。御見解をお聞か
せいただきたいと思います。

○自見 国務大臣 小沢 委員に答えさせていただき
ます。

今も先生御説明の中にございましたように、最
近の日本の事業者の米国市場参人については、今
さつきも局長から答弁をしておりましたけれど
も、設備ベースの日米間の国際通信サービスにつ
いて見ると、事業開始のために国際精算料金を一
分間十五セント以下に引き下げることが要件にさ
れており、いわゆるベンチマークルールでござい
ますね、こういった問題。また、NTTの進出に
ついては、米国のUSTRから、接続料金の問題
とNTTの米国進出をリンクさせ、参入を制限す
ることを示唆するような発言等々があつたわけで
ござります。また、ほかの例につきましては、先

米国のこうした動きは、我が国の事業者の海外進出を妨げるおそれがあり、また米国市場への参入を制限するものとして、WTO協定との整合性の観点からも疑問があるものだというふうに考えております。

郵政省といたしましては、これまで日米規制緩和会合等において改善を求めてきたところであり、引き続き改善を迫っていきたいというふうに思っております。

また、小沢委員今まさに御指摘のように、大きな国際化あるいは規制緩和、その中で国益をどうしていくか、こういう大変大事な問題があるわけでございます。先生の御意見も本当に重たく胸に受けとめ、まさにやはり日本国の大統領がございまますから、グローバル化、国際化は同時にするわけでございますけれども、そういうことをきちんと胸におさめて、万遍漏ないようやっていくたいというふうに思っております。

○小沢(鶴)委員 ゼひ、これから我が國もフェアトレードというのはしっかりと肝に銘じてやつていかなければいけないと思いますが、同時にまた、それが我が国だけがという話になつて、我が国の事業者がだけが不利益をこうむるということではないかもしれませんので、どうか大臣には引き続き御努力、御尽力をお願い申し上げたいと思います。

次に、同じ観点から質問させていただくのですが、今回の法律案の中に意見申し出制ですか、そういう制度を入れてござりますね。

この意見申し出制なんですねけれども、例えば今までみたいな話があるときには、逆に競争的事業者が相手を少し困らせるためにこれを悪用するようなことはないのか。例えば外国からもどんどん資料を要求されるとか、そういう話、まあ国内の問題の何かもあるかもしれません。そういう懸念がちょっとあるので、こういう意見を吸い上げていただくのは大変いいことだと思つておりますけれども、それについて郵政省はどのようにお考えか。

○谷(公) 政府委員 御指摘のとおり、今回の法改正案におきましては、電気通信役務の利用の料金等に関するとして苦情その他の意見がある方は、郵政大臣に対して意見の申し出をすることができるという仕組みになつております。郵政大臣としては、意見の申し出を受けた場合には、利用者利益の保護それから公共の利益の確保という観点から、必要な限度で所要の調査等の措置をとることとなります。

したがいまして、この申し出制度の導入によりまして、直ちに競争事業者が他事業者の事業展開を妨害するという制度の悪用が可能となるということではないと考えますけれども、しかし、根拠もなく、あるいは事実に反した申し出が競争事業者からなされないという保証もないわけでございまして、そういうことかなされることになりますと不適当にサービスの実施が引き延ばされるというおそれもあるわけでございます。

そういったことのないよう、この申し出を受けました標準的な処理のシステム、処理期間でござりますとか手続、それから場合によりましては、事業者からの申し出と一般の方の申し出とを別のシステムで扱うことが必要なのかどうか、そういういろいろな問題を含めまして、こういうシステムを策定して、それに従つて着実な実施を図っていく必要があるのでないかというふうに考えております。

具体的なその方法につきましては、今後、学識経験者でござりますとか利用者の方々の御意見も十分聞きながら、適切なあり方について決定していきたいというふうに考えております。

○小沢(銳) 委員 この制度そのものは大変いい制度だと思っておりますので、ぜひ今おっしゃつていただきたいようなさまざま工夫を今後ともお願ひを申し上げておきたいと思います。

次に、料金設定の問題について、御質問をさせたいだときたいと思います。

今法律案の一つの大きな柱は、料金設定に関しては、

て今までの個別の許認可から事前届け出制にする、これが一つ大きな、一番大きなと言つてもいい柱かもしれないと私なんかは認識をしているところであります。

この問題なんですけれども、その中でプライスキャップ、こういうような話も聞かれるところあります。

そこで、今、これからどういう段取りで上限価格、プライスキャップ等を決めていこうとしているのか、そこについてまず一点、お聞かせをいただきたいと思います。

○谷(公)政府委員 この仕組みは、いわゆるプライスキャップでございますけれども、今回の料金制度の見直しにおきましては、基本的には、すべて認可制を廃止しまして届け出制とするというこ

とを基本としております。

ただ、競争の進展が不十分な分野におきまして、かつ、利用者利益に及ぼす影響が大きいようなサービス、これを特定電気通信役務と呼んでおりますけれども、こういった役務について不当に高額な料金設定が行われることを防止するために、あわせまして事業者に経営効率化のインセンティブを付与いたしますために、郵政省が基準料金指数、いわゆるプライスキャップでございますけれども、これを定めて、それを超える場合には認可制、これ以下であれば届け出という一般の例といふことにしております。

この基準料金指数でございますけれども、役務提供に必要な原価に基づきまして、物価などの一般的な経済事情や、それから電気通信分野は他の分野に比べて技術革新が非常に著しい傾向を持つておりますので、そういう分野の原価の低廉化傾向、そういったことを考慮いたしまして、通常実現可能な料金水準を設定していくかたいといふうに考えております。

ただ、具体的な算出方法等につきましては、今後、学識経験者や事業者、利用者の御意見も十分承りながら、もちろんこの法案を御承認いただきました際でございますが、適切な方向を検討して

○自見国務大臣 永井委員にお答えをさせていた
るいはいろいろな形での提携がかなりのスピード
で進んでおります。とりわけ、イリジウムとかI
COとかという新しい機能とサービスの提供が始ま
るわけですけれども、今後この状況がどう展開
していくのか、政治家の大臣の見解をまず伺つて
おきたいと思います。

今先生御指摘のように、我が国を含めた世界の電気通信市場においては、社会経済活動のまさにグローバル化の進展、それから世界的な自由化の流れの中にあると思つております。その中で、先生御存じのように、ワールドパートナーズあるいはグローバルワン、こういった国際的な提携や合併などの動きが生じております。

同じののように、ATTとKDD、シンガポール・テレコム、ユニソース、欧州の事業者でございま
すが、そういったところの各事業者がサービス
の提携をする。あるいは、グローバルワンと申し
ますと、これは、ドイツ・テレコム、フランス・
テレコム、アメリカのスプリント社というのござ
いますが、これが国際合弁企業グローバルワン
を設立して、各国でサービスを展開する。こういっ
た国際的提携、アライアンスというのが御存じの
ように非常に目まぐるしくあるわけでございま

利用者におきましてもまた、御存じのように、国内と国際が一体型のクローバルサービスへのニーズが高まってきております。そういう中、また、今私が例を挙げたように、各国の主要な事業者も海外の市場に積極的に参入し、市場の獲得にもしのぎを削りつゝあるといふことでございます。一言で言えば、先生御存じのようだ、世界的な大競争時代を迎へつつある。特にこの情報通信の分野はそのスピードが大変速い、こういうふうに私は思つてゐるわけでござい

大きな動向がござりますから、世界の動向あるいはマークットの動向を踏まえて、長距離系事業者と国際系事業者との合併あるいは提携や、KDDが今度国内通信分野へ進出をするという話も聞いておりまし、また、NTTが子会社による国際通信分野への進出など、活発な動きが先生御存じのように日本国内でも始まっているところでござります。

今後 電気通信市場につきましては、このよう
な日本を含めた世界の電気通信市場におけるダイ
ナミックな動きが、私は電気通信のまさに本質と
申しますか、技術革新と相まって、なつかつまね
に今世界的な大競争の時代でござりますから、ま
すますそういうことを踏まえて加速していくも
のというふうに考えております。

KDDの西本社長初めお越しをいただいて大変快
締でござりますが、この際、ちょっとKDDの沿
革を振り返つてみましたら、昭和二十八年に資本
金三十三億円でスタートされました。それで、主
な株主が郵政共済組合あるいはNTT、NTTの
国際分野が言つてみればKDDになつたわけです
ね。そしてずっと展開をしてきて、ちょうどこと
し四十五年の節目の年に、このKDD法が廃止さ
れる。

そこで、社長として、このKDD法が廃止され
ること、あるいは規制が緩和されることについて

の評価ですね。例えば、この緩和、廃止によつて、職員をどのくらい削減できるのか。それに伴つて、営業あるいは管理、事務、こういった費用が何億円、何十億円削減できるか。素人ですから、わからず、正確でなくともいいですけれども、このくらい営業上、経営上のメリットが出てくると、いうことをちよつとお話ししたださたいと思います。

○西本参考人 KDDの西本でございます。

ただいまの御質問、私ども、四十五周年にして、純粋民間会社になるということでおざいまして、

それから、法廃止によりまして人員がどれだけ
うございましたように、国際競争あるいは国内の
通信競争は大変熾烈をきわめております。そ
ういう意味で、会社経営の柔軟性あるいは迅速性
ということがこのKDD法廃止によってもたらさ
れるのではないかということで、私どもはこのK
DD法廃止を歓迎しておるわけでございます。

減るか、経費がどれだけ節約になるかということをございますけれども、私どもももちろん特殊法人でありますけれども、どちらにいたしましても、経営の効率化ということには十分意を用いておりまして、昭和六十二年ごろには七千人ほどの職員が現在五千人に減つております。

ちよつと、それだけの効果というものは数字をも
持つておりませんけれども、これは経営上の長年
の問題でござりますので、今後も引き続き経営の
効率化に努力してまいりたいというふうに考えて
おります。

そこで、ちょっとと形式的に流れで怒縮ですけれども、今後のKDDの決意というか基本的な姿勢をひとつ明確にしておいていただきたいと思います。

○西本参考人　お答え申し上げます。

当社は、これまで全世界の国または地域に対し、国際通信あるいは国際電話サービスを提供してまいりました。同時に、昨年のベルーでの日本大使公邸人質事件などのような緊急時におきましても、国際通信サービスの円滑かつ安定的な供給

KDD法が廃止されましても、引き続き国際的なユニバーサルサービスというものの、あるいは緊急時あるいは災害時の通信といったことの確保につきましては、広く国民の皆様からこれまでKDDに寄せられております期待にこたえられるよう、最大限努力してまいりたいというふうに思っております。

○永井委員 そこで、アメリカのAT&Tは完全な民営化ですし、またイギリスのBTも民営化ですが、フランス・テレコム、ドイツ・テレコム、あるいはオーストラリアのテルストラ、こういったところは国が七〇%以上株式を保有しているのですね。ところが、KDDは政府保有株というのではなくですね。

共済組合、これが七百万株ですね。それから、日本電信電話株式会社、六百四十万株、大手なんですね。あとは生命保険とか信託銀行、あるいは銀行等々が大株主になつております。

そこで、郵政省にちよつと伺いたいのですが、郵政共済組合、これは初めて私はこの質問に立つて当たつて出会つたのです。しかも、これは七百万株持つてゐるわけですから、多分膨大な資産をこの共済組合はお持ちだらう。役員の構成、職員の数、あるいは業務内容、こんなことをざつと教えていただければありがたいと思います。

○合(公)政府委員 郵政省共済組合と申しますものは、國家公務員等共済組合法に基づきまして、郵政職員とそれからその家族の生活の安定と福利的な向上を図りますとともに、職員の公務の能率的な運営に資することを目的といたしまして、昭和二十四年に設立されました団体でございます。

その団体の組合員と申しますのは、郵政職員、ほぼ三十万人であるわけでございます。その役員その他、資産等につきましては、私、ただいま手元に資料を持っておりませんので、お許しいただければ後ほど先生に御説明をさせていただきたい

それから、株式を持つておる経緯についてはよろしくうございましょうか。

○永井委員 はい、ちょっと。

○谷(公)政府委員 この経緯でございますけれども、私、承知しております限りで申しますと、KDDが設立された際に、安定株主を確保する

という必要だということでそのリストアップが行われました。その際、その候補の一つとしてこの共済組合が挙がりました。引き受けるようにいう関係者からのお話があつてこれを引き受けたというふうに承知をいたしております。

○永井委員 郵政省共済組合、これは大臣も理事

か何かで役員に入つておられるのではないですか。

○谷(公)政府委員 確かに代表者は郵政大臣でございます。その事務は人事部で扱っております。

○永井委員 ゼひ、今回めぐり会つた郵政省共済組合の概要を勉強させていただきたいと思います。

ので、後日よろしくお願ひをしたいと思います。

そこで、KDDの役員ですね。社長にお伺いし

た方がいいのかもしれません、郵政省から、現在の代表取締役会長さん、それから副社長、それ

から常務取締役、この三名が役員として御就任さ

れておるそうですが、確認をしたいと思うのです

が、そのほかに、役員以外に郵政省から出向のよ

うな形というのでしょうか、職員がどのくらい来

ているか、その辺のところ、人事について説明を

いただきたいと思います。

○西本参考人 お答え申し上げます。

ただいま先生おつしやいました三名のほかには、職員としては一切存在してございません。

○永井委員 なぜこんなことを申し上げますかと

いうと、これを見ますと、筆頭株主が郵政省の共済組合、そして社長はプロパーのようですが、代

表取締役会長、常務取締役、副社長、首脳人事を郵政省がかなり占めていると言つてもいいと思うのです。言つてみると、KDDというのは、言葉悪いかもしだれども、郵政省の植民地的な企業のような印象を受けています。

そこで、今後、この法律が廃止されて新たなス

タートをするわけです。役員人事についてのお考

えがありましたら、大臣と社長、御見解をせひい

ただきたいと思います。

○自見国務大臣 この法律が国会を通過すればKDD

が完全な民営化になるということです。

は一定時間、天下つてはいけないと、私は詳

くことは知りませんが、今は特にこういった時代

でもござりますから、いろいろな人事院に規則が

ございまして、それでそれを守つてきちっと、私、

昔でござりますけれども、KDDに行かれたとい

うふうに思つております。

やはり官民のお互いに役割分担もござります

し、それぞれに有能な方もおられるわけでござい

ます。また、基本的に国民には職業選択の自由が

ござります。それと、どういうふうに行政機構と

してきちんと筋を通すかという調和の問題が私は

あると思います。そういう中で、こういったよ

うな状態にあるというふうに思いますが、今度か

らは完全に民営化するわけでござりますから、や

はり経営者あるいは株主の意向で、まさに民間企

業としてやっていくのにそれが一番最適か、そつ

いった視点で、当然のことです。

KDDはKDDで、NTTはNTTで、大株主

にすみ分けで業務をやつておつたわけですね。と

ころが、今度は、もう内外問わず全く同じ士俵で、

同じ条件でKDD、NTTは事業展開をされるわ

けですね。そうなってきますと、NTT、大株主

が競争相手になる。競合、競争の関係にあるわけ

ですね。

○西本参考人 お答え申し上げます。

ただいま先生おつしやいました三名のほかに

そこで、もう時間がありませんので、KDDが誕生した経過ですね。先ほど言いましたが、NTTの国際分野が分離独立する形でできたのです

が、NTTからの役員の方はございません。

現在は、NTT出身の役員の方はございません。

○永井委員 最後でござりますが、今までには、去

年の法改正まではKDDとNTTは、内外、明確

にすみ分けで業務をやつておつたわけですね。と

ころが、今度は、もう内外問わず全く同じ士俵で、

同じ条件でKDDとNTTは事業展開をされるわ

けですね。そうなってきますと、NTT、大株主

が競争相手になる。競合、競争の関係にあるわけ

ですね。

○西本参考人 ありがとうございます。

こういう巨大なNTTがKDDの大株主である

ということは、どうでしよう、私は、経営上いろ

いろ支障、問題が出てくることが懸念されます

で、その辺のところも十分配慮しながら、今後、

積極的に事業展開をしていただくことを御期待い

たします。

ありがとうございました。

○坂上委員長 遠藤和良君。

○遠藤(和)委員 私は、電気通信分野における規

制緩和のあり方という観点から、大臣に若干の所

感を最初に聞きたいと思います。

きょうも規制緩和の一環としての法案の審議を

しているわけでござりますが、現時点におきまし

て、電気通信分野における許認可総数は幾らぐら

いあるのか。あるいは、主なもののはどんなものが

あるのか。それから、規制緩和を今後進めていく

わけですが、その最終的なデザインをどのように

お考えているのか。そういうことを明確にお

聞きした上で、現在審議をしている規制緩和はど

の辺の位置づけになるのか。こういうところの、

O谷(公)政府委員 私から最初に事実関係をお答えさせていただきたいと思います。

電気通信分野における許認可あるいは登録、届け出等を含めました数でござりますけれども、平成九年度末現在におきまして二百二十六件でござります。

このうち、狭義のと申しますか、いわゆる許認可の数は、免許を含めまして五十四件でござります。

現在は、NTT出身の役員の方はございません。

○西本参考人 お答え申し上げます。

現在は、NTTからの役員の方はございません。

○永井委員 最後でござりますが、今までには、去

年の法改正まではKDDとNTTは、内外、明確

にすみ分けで業務をやつておつたわけですね。と

ころが、今度は、もう内外問わず全く同じ士俵で、

同じ条件でKDDとNTTは事業展開をされるわ

けですね。そうなってきますと、NTT、大株主

が競争相手になる。競合、競争の関係にあるわけ

ですね。

○西本参考人 ありがとうございます。

そういうふうに思つております。

一方、電気通信分野においては、事業者の事業

活動については、市場メカニズム、マーケットメ

カニズムの中での競争原理にゆだねるという仕組

みをとつていて、これが先生御存じのように

存在をしていますというふうに私は認識をいたして

おります。

一方、電気通信分野においては、事業者の事業

活動については、市場メカニズム、マーケットメ

カニズムの中での競争原理にゆだねるという仕組

みをとつていて、これが先生御存じのように

存在をしていますというふうに私は認識をいたして

おります。

したがつて、例えはNTTの独占的な地域網に

起因する不公正な競争を防止するなど、まさにN

TTが地域電話網と申しますが地域網は今でも独

占をしておるわけでござりますから、そういうた

めにもし国民あるいはほかの事業者が大変不公平な競争を強いられるということになつたら、これが公正なことではございませんから、そういうことを防止するために公正有効競争の確保を図りつ、競争の進展に応じて規制緩和を推進し、規制を必要最小限のものにしていくことが長い目で見て必要だというふうに私は思つております。

こういった考え方に基づきまして、基本的には今回の法律案におきましても、市場における競争の進展にかんがみ、独占的な地域通信市場における基本的サービスを除いて料金を届け出化する事業者による国際通信市場での競争状況の確立を踏まえ、KDDを完全に民営化することとというところでございます。

先生御存じのよう、KDD以外に、今現実には日本テレコム、あるいはIDCでござりますか、こういった二社、KDD入れて合計三社が大体世界各地に対地を持っている。そういうところまではかの企業も成長してきたというところもあるわけでございますから、そういったことを踏まえてKDDを完全民営化する、こういった結論になつたわけでございますが、そういうことを踏まえて電気通信市場における抜本的な規制緩和をこの法律においても図ることにした、こういうことだといふうに思つております。

○遠藤(和)委員 ですから、最終的な姿はこううのを考えていますが、現時点は例えば登山で言えば何台ぐらいたどるんだとかいう、そのかいつまん認識でございます。

○谷(公)政府委員 なかなか定量的にこれを申し上げるのは、大変難しいと思うのでございます。しかし、今回の改正によりまして、NTTの独占的な分野の公正競争確保、あるいはユニバーサルサービスの確保といったことに関する措置を除ましまして、ほぼ基本的な規制緩和は進んだものといふうに考えております。

○遠藤(和)委員 規制緩和を今後進めていく、こういう方向はある。一つ大きな山をこの法律で越えた。次にも山はある。その次もあるかもわからない。こういうふうな大体のニュアンスなのでしょうか。

それで、この規制緩和ということと自由競争という観点からお聞きしたいのですけれども、規制緩和をしていくことは、事業者にとっては自由競争になる。それは自己責任の社会になると

いうことでございますから、行政としては、規制緩和をするということは、いわゆる規制はしないかわりに支援もしない、自由に競争して、そこで優勝劣敗は自己責任で決めてくださいよ、こういう社会になる、こういう理解でよろしいのでしょうか。

○谷(公)政府委員 基本的に、大臣から御答弁ありましたように、通信行政の使命は、国民利用者に安定的な通信システムを提供する、それを確保するということでございますので、その市場原理が有効に働いております限りは、おっしゃるとおり特段のことは必要ないわけでございます。ただ、市場原理が十分に機能しない場合には、それを機能させるための監視機能あるいはその仕組みをつくる機能が必要だらうと思います。

もう一点は、現在のよう通信システムが大きく変わろうとしているときでございますけれども、こういつたときには、この移行をスムーズに確保するため行政としての関与が必要になると、いう場合があろうかと思います。

さらに、最終的にもう一つの点でございますけれども、通信もグローバル化いたしまして、国内だけ終始するというのではなくて、それがどうやら、国際的な関係の中で我が国の通信システム、通信事業あるいは企業の国際的な対応をどのように確保するかという点に行政の役割があるのだと、いうふうに思つております。

○遠藤(和)委員 今のお話は、役所という立場は國民の立場である、あるいは国の立場である、そういう意味で、規制は緩和することもあるし、規制をすることもある、こういうふうな国の立場を明確にされた話ではないかなと理解をするわけでございますが、その立場の中で一つ考えられるることは、大事な話だと思うのですけれども、自由競争とユニバーサルサービスの確保という観点が一つあると思いますね。

自由競争の社会ということは、もうかるところだけに入つてやりましょうということになりますけれども、私どもといたしましては、現

サービスという観点をどのように確保していくか、こういうことが大事なわけですが、ユニバーサルサービスの確保の仕方はいろいろな形がありますね。例えば法律で義務づける。例えば今NTT法は残っているわけですから、それは法律上の義務づけがありますね。

しかし、規制緩和して、法律上なくなつてしまつた場合はどうするのか。それは、大きな会社はそれだけ社会的役割があるので、それは社会的使命ですよといふうにしても、担保はし切れなければいけない問題が出てきますね。例えば、それは事業者から基金を拠出してもらつて、その基金でもってユニバーサルサービスを確保していくという方法があるかもしれません。その場合は、制度上担保しなければいけない問題が出てきますね。例えば、それがどうやら、地域網をNTTが事実上独占しております。そういう状況が出てくることも考えられます。そういうふうに考えているのか、お聞きしたいと思います。

○谷(公)政府委員 確かに御指摘のように、現在は地域網をNTTが事実上独占しております。法律でNTTに義務づけがされております。

ただ、今後、こういった分野にも競争が生じてまいりまして、NTTだけが特別のものでないという状況が出てくることも考えられます。そういうふうに競争が生じて、地域で競争ができるわけでございますから、競争原理のもとに効率性を追求するという事業活動が考えられるわけでございます。

それからまた、接続料のような制度が設けられまして、この地域のコストに一定の制約が課されるようになりますと、どのようにして地域のネットワークを守るかという問題が生じる場合もございます。それからまた、現在は電話でござりますけれども、技術の進歩、世の中のニーズの変化によりまして、求められるユニバーサルサービスの内容も変わってくる可能性もあるわけでございます。

そういうことに対応する一つの方策として、御指摘のようなファンドのやり方もあるわけでござりますけれども、私どもといたしましては、現

在のところ、どのようなことが考えられるかといふことをもう少し総合的に検討する必要があると考えまして、ユニバーサルサービスの内容、それからユニバーサルサービスの責務を負うべき事業者の範囲、それからユニバーサルサービスを確保するための措置、この措置と申しますのは御指摘のようなファンダムーラーも一つの措置であるわけでござりますけれども、こういったことについて具体的に御議論をいたくために有識者による研究会と一緒に開催しておられます。この研究会の御議論を踏まえて、具体的な施策のあり方にについて考えていただきたいふうに考えておるところでございます。

○遠藤(和)委員 この点は大臣にも確認しておきたいのですけれども、ユニバーサルサービスを担保する手立て、方法ですね。法律でするのか制度でするのかという大きな話なんですね。

○遠藤(和)委員 この点は大臣にも確認しておきたいのですけれども、ユニバーサルサービスを担保する手立て、方法ですね。法律でするのか制度でするのかという大きな話なんですね。

規制緩和ということからいえば、法律ではしないといふ方向に向かっていくと思うのです。そうすると、それを担保するものを仕組みとして別につくらなければいけない、こういう話になるわけです。規制緩和の最終デザインといふことからいえば、法律ではそれが、規制緩和の最終デザインといふ意味では、その辺のユニバーサルサービスをどうするかといふものを持ちつとはつきりした上で、規制緩和の最終デザインはこうですといふことを言わなければいけないのじやないかと思うのですが、大臣の認識を聞いています。

○自見国務大臣 遠藤委員からユニバーサルサービス、やはり全国あまねく広くといふことも大変大事な電気通信の基本的な原則の一つだ、私はこう思いますし、またその中で規制緩和をどうしていくのかという両方の価値と申しますか、それをどういうふうに調和するのかという大変大事な問題だと思っております。

今局長からも答弁をさせていただいたわけでござりますけれども、ユニバーサルサービスについては、法律上きっちりとこういふものだよという明確な定義はないというふうにお聞きをいたしております。しかし、今私が申しましたように、だれ

もが利用可能な適切な料金で、特に過疎地帯です
ね、それから有人離島だとか、大変日本はそういう
た地域も広いわけでございますから、そういうた
方々にも全国における安定的な供給の確保が図れ
ることが私は同時に大変大事なことだというふう
に思っております。

アクセスできない」という場合もある。そういう場合に、やはり情報に国民の皆さんのが自由にアクセスできるような仕組みというものを考えていかなければいけないのじゃないか。それは、一つはコストの面もあるし、一つは技術の面があると思いますね。

私はいろいろな施策をしていく必要があるというふうに思っております。

認識をいたしております。
一体どれくらい具体的になるのかという先生の御質問、ちょっとそこら辺は、私も専門家ではございませんが、御存じのように、携帯電話は規制緩和をいたしまして、競争政策を導入し規制緩和をすれば、結果としては今携帯電話の料金は半分

今答弁ございましたように、基本的に電気通信機器の場合、エニバーサルサービスに該当すると考えられる電気通信役務の提供はNTTだけの責務だというふうに聞いておるわけでございますが、そ

そういう意味からいふと、私はこれは提案なんですが、それでも、一万多千ある郵便局、これをマルチメディアの国民に対する一番最先端の基地として充実して、そこに行けば基本的なサービスは国民の皆さんには全部受けられますよ、ううううう

○遠藤(和)委員 また、通信コストでござります
す。こしは大臣から、このことによって大きな負担が
点でござりますから、そういう意味でしっかりと
施策をしていきたいというふうに思つております。

ぐらいになつたというふうに認識をいたしており
ます。具体的な数字は一体どれくらいなのかとい
うこととでございますが、ちょっとそれは今私の頭
にすぐは浮かばないわけでござります。
（了）

うれしかったことを喜んでいました。無政府では、マルチメディア時代に向けた料金・サービス政策に関する研究会などというものをつくらせていただきたいております。そして、座長は岡野さんという東大の名譽教授にしていただいておりますし、これは大体ことじの六月までに結論を出していただきたいということをお願いをしておるようござります。

そういう意味からいへば、私はこれは提案なんですがけれども、一万多千ある郵便局、これをマルチメディアの国民に対する一番最先端の基地として充実して、そこに行けば基本的なサービスは国民の皆さんには全部受けられますよ。こういう保証ができるのではないか、これがセーフティーネットの一つの窓口になるのじやないかな、そういう概念を持っているのですけれども、こうした考え方で全国の二万四千の郵便局を情報化していく、国民の窓口にしていくという考え方はありませんか。

○遠藤(和)委員 また、通信コストでござりますが、これは低減することによって大きな経済効果があると思うのですね。規制緩和をしていくと、することは自由競争の促進になるわけですから、当然コストがダウンする、そういう方向に持つていかなければいけないと思うのですね。ですから、規制緩和とセットして通信コストの低減を図ります、その目標を政策目標として出す、こういうふうな政治家の判断があると国民はよくわかると思

ぐらいになつたというふうに認識をいたしておりまます。具体的な数字は一体どれくらいなのかといふことでござりますが、ちょっととそれは今私の頭にすぐは浮かばないわけでござります。

いずれにいたしましても、低廉化を図ることが極めて大事であるということ、そういった認識を強く持たせていただいております。

○遠藤(和)委員 そういう目標を発表するというのは政治家の役割の一つではないかなと思うのですね。これは、行政にある人はそういう政策目標というのになかなか掲げにくいのですから、ぜひそういうことを、インセンティブをつけていく

らユニバー・サルサービスの責務を負う事業者の範囲、それからユニバー・サルサービスの確保のための措置、この一例として、先生今さき基金をつ

そういう意味からいと、私はこれは提案なんですがけれども、一万多千ある郵便局、これをマルチメディアの国民に対する一番最先端の基地として充実して、そこに行けば基本的なサービスは国民の皆さんには全部受けられますよ、こういう保証ができるのではないか、これがセーフティーネットの一つの窓口になるのじやないかな、そういうふうな概念を持っているのですけれども、こうした考え方で全国の二万四千の郵便局を情報化していく、国民の窓口にしていくという考え方はありませんか。

○自見国務大臣 遠藤委員にお答えをさせていただきます。

先生が高度情報化社会と、政策というのは私は前も申し上げましたように必ず光と影があるわけだ

○遠藤(和)委員 また、通信コストでござりますが、これは低減することによって大きな経済効果があると思うのですね。規制緩和をしていくということは自由競争の促進になるわけですから、当然コストがダウンする、そういう方向に持つていかなければいけないと思うのですね。ですから、規制緩和とセットして通信コストの低減を図ります、その目標を政策目標として出す、こういうふうな政治家の判断があると国民はよくわかると思うのです。

この辺、私の感じでは、通信コストはぼうつておいても二分の一ぐらいにはなるのじやないかと

いろいろなったたというふうに認識をいたしております。具体的な数字は一体どれくらいなのかといふことでございますが、ちょっとそれは今私の頭にすぐは浮かばないわけでござります。

いずれにいたしまして、低炭化を図ることが極めて大事であるということ、そういった認識を強く持たせていただいております。

○遠藤(和)委員 そういう目標を発表するというのは政治家の役割の一つではないかなと思うのですね。これは、行政にある人はそういう政策目標というのにならなか掲げにくいのですから、せひそういうことを、インセンティブをつけていくという意味では大変大事な話ではないかと思います。

それから、ちょっとKDDIに關係して局長にお

金をつくっているようでございますが、そういうことを含めて今具体的な検討を進めているわけでございます。いずれにいたしましても、御指摘のように、大変大事な視点でございますから、鋭意こういった研究会の検討を踏まえて前向きに対処させていただきたいというふうに思つております。

そういう意味からいふと、私はこれは提案なんですがれども、一萬四千ある郵便局、これをマルチメディアの国民に対する一番最先端の基地として充実して、そこに行けば基本的なサービスは国民の皆さんには全部受けられますよ、こういう保証ができるのではないか、これがセーフティーネットの一つの窓口になるのぢやないかな、そういう概念を持つてるのでそれとも、そうした考え方で全国の二万四千の郵便局を情報化していく、國民の窓口にしていくという考え方はありませんか。

○自見国務大臣 遠藤委員にお答えをさせていただきます。

先生が高度情報化社会と、政策というのは私は前も申し上げましたように必ず光と影があるわけでもございまして、そういった中で、高度情報化といいますか、あるいは情報通信をきちんと国民がひとしく享受できるというふうな政策が大事だと思っておりまして、この前も御審議いただきました、障害者の方が駅に行つて、視力障害の方があちこちと電車に乗れるよう、そういうた研究開発をしたいというふうな法律も通していただきたい

○遠藤(和)委員 また、通信コストでござりますが、これは低減することによって大きな経済効果があると思うのですね。規制緩和をしていくということは自由競争の促進になるわけですから、当然コストがダウンする、そういう方向に持つていかなければいけないとと思うのですね。ですから、規制緩和とセットして通信コストの低減を図ります、その目標を政策目標として出す、こういうふうな政治家の判断があると国民はよくわかると思うのです。

この辺、私の感じでは、通信コストはほうておいても二分の一ぐらいにはなるのじやないかと思うのですね。これをさらに誘導することによって三分の一ぐらいまで政策目標として発表してもいいのじやないかと思うのですが、大臣はどう考えますか。

○自見国務大臣 遠藤委員の御指摘でございますが、まさに電気通信は産業、それから我々一人一人の国民生活、医療、福祉など社会のあらゆる場

ぐらになつたというふうに認識をいたしております。具体的な数字は一体どれくらいなのかといふことでございますが、ちょっとそこは今私の頭にすぐは浮かばないわけでございます。

いずれにいたしましても、低廉化を図ることが極めて大事であるということ、そういった認識を強く持たせていただいております。

○遠藤(和)委員 そういう目標を発表するというのは政治家の役割の一つではないかなと思うのですね。これは、行政にある人はそういう政策目標というのではなくか掲げにくいものですから、ぜひそういうことを、インセンティブをつけていくひそういう意味では大変大事な話ではないかと思います。

それから、ちょっとKDDに關係して局長にお伺いしたいのです。

私は、KDDの完全民営化はもう三年ほど前から叫び続けてきたわけございますが、去年の審議のときにも、それはよくわかるけれども、やはりユニバー・サルサービスを担保する必要があるのを特殊法人にしております、こういうふうな話だったのです。

○遠藤(和)委員 ユニバーサルサービスとともに、もう一つの概念として、自由競争の社会の中で考えていただきたいのはセーフティーネットの概念です。これはよく社会保障分野で言われる話なんですが、電気通信分野の国民生活ということからいってもそういう概念はあるのではないかと思います。

例えば、たくさんのマルチメディアが発達したのだけれども、それに十分にアクセスできない人たちがいる。あるいは、コストが大変かかるから

そういう意味からいふと、私はこれは提案なんですがけれども、一万多四千ある郵便局、これをマルチメディアの国民に対する一番最先端の基地として充実して、そこに行けば基本的なサービスは国民の皆さんは全部受けられますよ。こういう保証ができるのではないか、これがセーフティーネットの一つの窓口になるのじやないかな。そういう概念を持つてるのであれば、こうした考え方で全国の二万四千の郵便局を情報化していく、國民の窓口にしていくという考え方はありませんか。

○自見国務大臣 遠藤委員にお答えをさせていただきます。

先生が高度情報化社会と、政策というのは私は前も申し上げましたように必ず光と影があるわけですがございまして、そういった中で、高度情報化といいますか、あるいは情報通信をきちんと国民がひとしく享受できるというふうな政策が大事だと思つておりますし、この前も御審議いただきました、障害者の方が駅に行つて、視力障害の方方がきちつと電車に乗れるような、そいつた研究開発をしたいというふうな法律も通していただきたいわけですがございます。やはり高齢者の視点あるいは障害者の視点で、こういったことがきちつと享受できるようくに研究開発を含めて政府が力を入れていくことは、先生御指摘のとおり、私は、大変大事な情報通信の政策の一方の重要な柱だというふうに思つております。

今、先生から二万四千六百の郵便局を情報化の基地としたらどうかという話でございますが、基本的に、二万四千六百、これは国民の共通財産でございまして、そういった中でやはり郵便局を情報化の基地として、そういういた意味でもきちつと

○遠藤(和)委員 また、通信コストでござりますが、これは低減することによって大きな経済効果があると思うのですね。規制緩和をしていくということは自由競争の促進になるわけですから、当然コストがダウンする、そういう方向に持つていかなければいけないと思うのですね。ですから、規制緩和とセットして通信コストの低減を図ります、その目標を政策目標として出す、こういうふうな政治家の判断があると国民はよくわかると思うのです。

この辺、私の感じでは、通信コストはぼうつておいても一分の一ぐらいにはなるのじゃないかと思うのですね。これをさらに誘導することによって三分の一ぐらいまで政策目標として発表してもいいのじやないかと思うのですが、大臣はどう考えますか。

○自見国務大臣 遠藤委員の御指摘でございますが、まさに電気通信は産業、それから我々一人一人の国民生活、医療、福祉など社会のあらゆる場面において利活用されておりまして、その料金水準の一層の低廉化は、我が国の経済の活性化あるいは国民生活の利便の向上の観点から社会的に強く求められているものだというふうに認識をいたしております。

そういう中で、通信料金の低廉化は重要かつ大きな政策目標であると考えておりますから、事業者間の切磋琢磨を通じて一層の料金の低廉化を図ることが極めて大事であるというふうにしております。

いろいろになつたというふうに認識をいたしております。具体的な数字は一体どれくらいなのかといふことでございますが、ちょっとそれは今私の頭にすぐは浮かばないわけでござります。

○遠藤(和)委員 そういう目標を発表するというのは政治家の役割の一つではないかなと思うのですね。これは、行政にある人はそういう政策目標というのではなくか掲げにくいものですから、ぜひそういうことを、インセンティブをつけていくという意味では大変大事な話ではないかと思います。

それから、ちょっとKDDDに關係して局長にお伺いしたいのです。

私は、KDDの完全民営化はもう三年ほど前から叫び続けてきたわけございますが、去年の審議のときにも、それはよくわかるけれども、やはりユニバーサルサービスを担保する必要があるのを特殊法人にしております、こういうふうな話だつたのです。

今回は完全民営化ということでKDD法を廃止するのですが、国際的なユニバーサルサービスといふのは法律上担保しなくともよい、こういうふうに考えた客観的情勢はどうなのですか。

○谷(公)政府委員 今御指摘いただきましたところは、現在とほぼ同様の二三百三十対地余りだったところ、昨年お世話をになりましたNTT再編成関連の法案の御審議の際に、そういう御質問をちょうどいたしました。

当時、KDDが全世界に持つておりました対地

者であります新規参入の国際通信事業者二社が持つておられました対地は、百六、七十くらいではなかつたか、八十に行つて、いたかもしません、二社のうちの一社はそうだったかもしれません。そのとき御答弁申し上げましたのは、まだその間にはかなりの開きがある、その段階では世界の各地に對して国際的ないわゆるエニバーサルサービス、アクセスを提供しているのはやはりKDDだけなので、当面KDDにそういう役割を担つていたら必要があるので特殊会社ということとどめておく必要がある、しかし、状況が変われば速やかに法撤廃の検討をいたしますというような御趣旨の御答弁を申し上げたと思います。

現在、KDDは全世界の二百三十五の国・地域に対して国際通信サービスを提供する体制をつております。他の二社もその後急速に対地を拡大いたしてきておりまして、三百を超えた対地を持つております、そういう意味で、ほぼ遜色のない取扱対地数になつてきたのではないかと考えております。

それから、欧米の主要な国際通信事業者の状況を見ますと、完全民営化されたところにおきましても、おおむねKDDに匹敵する対地を確保しておるようございまして、そういう状況を考えますと、KDDが純粋な民間会社になりました後も、通信事業の特性にかんがみ、引き続き対地の確保に努めていくのではないかというふうに考えます。それから、他の二社も、KDDと競争してさらに対地の拡大に努めるのではないかというふうに考えられます。

そういう意味で、法廢止後も国際的なエニバーサルサービスは確保されるというふうに考えた次第でございます。

○遠藤(和)委員 それから、この法案に則して聞きたいのですが、プライスキャップの問題です。これは、要するにNTTの県内電話を対象にされていると思いますが、例えば、現在百円であつたものを想定しますと、物価上昇率が5%、これ

は消費者指数を入れると思うのですけれども、5%で、目標の生産性向上率を3%というふうに持つておられました場合を想定すると、マイナス五マニアス三ですから、マイナス八ですね。だから、ライスキヤップとして示し、その下のものは届け出制でいい、その上の額については認可制になる、こういう理解だと思うのですね。

そうすると、さつきデフレ傾向だという話で、

現在、例えば消費者物価指数がマイナス5%といふふうになつた場合を想定すると、マイナス五マニアス三ですから、マイナス八ですね。だから、

九十二円、

こういうふうな上限価格を決める、こ

ういう話になりますね。そういう理解でよろしく

うござりますかということ。

それから、生産性向上率というのは、全産業の生産性向上率といふのを基準にするのかどうか。

生産性向上率といふのを基準にするのかどうか。

うござります。

うござりますかということ。

それから、生産性向上率の特定の仕方、それは電気通信分野の産業だけに限るのかどうかという話です

ね、それをちよつと明確にしてもらいたいと思

います。

○谷(公)政府委員 確かに、物価上昇率といふこと、この方式につきましては、先ほどもちよつと御答弁申し上げましたけれども、どのような方式をとるかということはまだ検討中でございまして決定しておりませんけれども、欧米の例を見ますと、考えられます一般的な形は、物価上昇率マイナスXということであることは御指摘のとおりでござります。

○遠藤(和)委員 最後に、大臣にちよつと聞きた

いのですが、今、いわゆる社会資本整備、公共事

業として、電気通信分野に限らないのですが、情

報通信産業、情報通信分野といふものを作ったな社

会

資本整備の中に入れる議論が盛んに行われてい

るわけです。これは、少し議論を整理する必要が

あるのじやないかと私は思います。

例えば、道路とか河川の改修と同じようにすべ

て税金で情報ハイウエーをつくっていく、こうい

う考え方もあります。しかし、今までには全部事業者の責任でやつてきましたわけでございまして、それをこの時点でそういう新しい概念を入れるのはなかなか難しい問題はある。しかし、例えばそういうふうなものを基金にして、設置したものを事業者に貸し出す、こういう方法で社会資本を整備していくこともあるかも知れません。

とにかく、情報通信の分野で、一つは光ファイ

バーの設置をどう進めるかという問題ですね。こ

れをどういうふうな仕組みで社会資本の整備を進めていくのか。

それから、もう一点はデジタル放送の分野です。

デジタル放送には大変なお金がかかるのですけれ

ども、これを情報を通信の基盤の社会資本整備とし

て税金を使ってやつていくのかどうか。これも今までは全部放送事業者がやつてきたわけですが、これは、例えばデジタル放送というものが、これは、放送だけじゃなくて通信にもそのネットワー

クは使えるわけでございますから、情報通信の基

盤整備としてそういう社会資本整備を考えてい

ます。

○遠藤(和)委員 その話を聞いております。

○自見國務大臣 今申しましたように、光ファイ

バー網等の整備、これは情報通信基盤整備でござ

いますし、いわゆる新しい社会資本でござります

いは電気通信分野、まだ決定しておりませんけれども、いずれにしましても、基本的な考え方方は、

全体的な成長ということもちろんござりますが、そのときの税金のあり方、国費のあり方に

ついて大臣はどういう所見を持っておりますか、

確認をします。

○自見國務大臣 遠藤委員も御指摘のとおり、情

報通信は我が国のあらゆる社会経済活動を支える基盤であります。その高度化がまさに二十一世紀に向けた社会経済システムの改革を推進する原動力だというふうに私は認識をいたしております。

今後、我が国が世界に伍してさらに発展していくためには、今先生のお話もございました、従来の道、港湾といった社会資本整備に加えて、ま

さに二十一世紀に向けた光ファイバー網の整備等の情報通信基盤については、やはり二十一世紀に向けた社会経済の発展を支えるいわば新しい社会資本という分野だ、私はこう思うわけでございます。

そこで、電気通信分野に限らないのですが、情報通信産業、情報通信分野といふものを作ったな社会資本整備の中に入れる議論が盛んに行われているわけです。これは、少し議論を整理する必要があるのじやないかと私は思います。

例えば、道路とか河川の改修と同じようにすべ

て税金で情報ハイウエーをつくっていく、こうい

う考え方もあります。しかし、今までには全部事業者の責任でやつてきましたわけでございまして、それをこの時点でそういう新しい概念を入れるのはなかなか難しい問題はある。しかし、例えばそういうふうなものを基金にして、設置したものを事業者に貸し出す、こういう方法で社会資本を整備していくこともあるかも知れません。

とにかく、情報通信の分野で、一つは光ファイ

バーの設置をどう進めるかという問題ですね。こ

れをどういうふうな仕組みで社会資本の整備を進めていくのか。

それから、もう一点はデジタル放送の分野です。

デジタル放送には大変なお金がかかるのですけれ

ども、これを情報を通信の基盤の社会資本整備とし

て税金を使ってやつしていくのかどうか。これも今までは全部放送事業者がやつてきたわけですが、これは、放送だけじゃなくて通信にもそのネットワー

クは使えるわけでございますから、情報通信の基

盤整備としてそういう社会資本整備を考えてい

ます。

○遠藤(和)委員 その話を聞いております。

○自見國務大臣 今申しましたように、光ファイ

バー網等の整備、これは情報通信基盤整備でござ

りますし、いわゆる新しい社会資本でござります

す。例えばイリジウムあるいはグローバルスターといった衛星のサービスでございますけれども、これは当初から世界的な市場を前提としたしております。こういった中で、この設備を持つて自由に移動することができるようになるということは絶対に必要なことになつてくるわけでございま

れるようになったかということを考えますと、これは、計画以上の販売費用がかさんだということなこと、それから普及を急速にいたしましたので当初計画以上の設備投資を行う必要があった、そういうしたことから赤字幅が膨らみまして、現在、相当の累損を抱える経営状態にある、これが先ほど申し上げたような議論を呼んでおるのだと思思います。

たまたま、それぞれの親会社がD.I.は京セラ、ドコモはNTTですから、それぞれ親がしっかりとておるからこれはもつておるけれども、現実問題、直接の経営主体が厳しい経済環境の中で、この方向性は、どういう判断をするかわかりませんね。そういうときに、郵政省として、これを全面的に支援していく姿勢は変わりませんか。

○谷(公)政府委員 御答弁の仕方が大変難しいわけでございます。と申しますのは、できる限り事務者の自由性を尊重して、ふりふりおなじくお

既にそれぞれ各委員からも質問がありました
が、この見直し案によりますと、国民生活にどう
非常にかかり合いの深いこの電話料金を認可
制から原則届け出制というように基本制度上の大
転換をするわけです。それにもかかわらず、どう
もこの法案からは、この制度が変わることによつ
て電話料金がどうなるのか、これは国民が一番知
りたいところなのですけれども、なかなか見えて
こないという点もありますので、私はまず、今回
の改正によつて制度上どうなっていくのか、地域
通信の分野、すなわちNTTの県内電話等につい

れからの社会の中で実現されなければならない方

○石垣委員 そこで、ちょっと論点は違うのですけれども、最近、P.H.Sの事業不振ということです。いろいろと大きく報道されております。聞くところによると、大体六千億の赤字だということです。各社ともこれで頭を悩ませておるということなのです。

郵政省は、P.H.S.の普及について今まで取り組んでこられたということで、郵政省もこれに非常に神経を使っているということを聞いておりま
すけれども、これに対する郵政省の援護策といい
ますか、そういうことについて、今どういうふうにお考
えなのですか。

○谷(公) 政府委員 最近いろいろなことをきづかけといたしまして、このPHS事業については将来性がないのではないかというふうな議論がなされることがありますけれども、私どもは決してそうだとは考えておりません。

サービスの特色をさらに生かし、その事業の効率化を図りますために、効率的にエリア拡大を行うことができるような無線中継局の導入、こういった面で、電波関係の技術的条件の策定、見直しにつきまして考えていくべきだと考えまして、先般、幾つかのこういった問題について電気通信技術審

○石垣委員 では、郵政省としてとり得る限りの支援策を今後ともつけていく、こういうことを確認してよろしいですね。

○谷(公)政府委員 ただいま申し上げたとおり、基本的には事業者の責任、自主性ということを前提といたしまして、我々としてできる範囲のことは十分な取り組みをしていくつもりでございます。

たしましたのは、一つは、全体的には課可制を廃止することによりまして事業者間の自由な競争を促進し、それによって料金の低廉化、サービスの改善を図ろうということと、しかし、その中で特に競争の進展しない分野における国民生活に必須なサービスにつきましては、それだけでは不安でござりますので、こういった基準的な上限値を設けまして、そして、その運用を通じて利用者にインセンティブを与える中で料金の低廉化を図つていきたいという考え方でございます。したがいまして、おおむね料金の上昇率を年率2%程度とお考えになつたところですが、この辺は、今後、実際の運用によっては、もう少し緩やかに調整される可能性があるかもしれません。

ますものの、なお現在、六百八十万加入を超える加入者がおられますし、それから、新規に加入される方も毎月多数いらっしゃるわけでございま

議会に諮問をいたしておりますので、この答申を受けて、速やかにこういった措置も講じていきたいというふうに考えております。

の電気通信事業法、その中の第一種電気通信事業者の料金の問題で質問してきたいと思います。

ただ、世の中の経済情勢というのはいろいろ変わるのでございまして、物価の状況その他がどう

す。したがつて、イギリスにおいては八年以来、基本料金あるいは市内通話料金は上がったわけですが、その範囲ならば値上げが自由だから、ずっとこの間上がってきたということが言えると思うのです。

この間、何回ぐらい値上げしているかわかりますか、プライスクヤップ制をイギリスで導入した以降ですね。

○谷(公)政府委員 申しわけございませんが、今データがございませんで、何回値上げされたかわかりません。

○矢島委員 質問レクのときにもそういうデータはないかも知れないというお答えでしたので、何かの形で、もし今後そういう資料もつくることができたら教えていただければと思います。

そこで、今NTT及び郵政省は、今後加入者線を光ファイバー化していこうということで取り組んでいるわけですが、電通審の答申である情報通信基盤整備プログラム、これを見ますと、加入者線と、加入者交換機それから中継網、ソフトウェアが大体半々で、いわゆる試算ですが、ケースAでは加入者線について十五兆六千五百億円、ケースBでは二十六兆五千九百億円、こう試算が出ております。これを現在の六千万加入者で割り算してみると、加入者当たり光ファイバー化に伴う二十七万円から四十五万円の負担増になります。

こうした加入者の光ファイバー化の費用というのは料金指数というものに盛り込まれるわけですから、こうした巨額の費用が盛り込まれるいわゆる基準料金指数というものは明らかに、多分プラスになるだろうと思うわけです。

谷局長は、昨年の六月十二日の参議院の方の遼信委員会ですが、我が党の上田議員の質問に答えて、「二〇一〇年の全国整備完了に向けて、NTTにおいて光化に伴う電話加入者の追加負担を来さないように整備を進めることは可能であるだろうというふうに考えております」という答弁がありました。

また、私が昨年の五月十四日の当委員会で、東

西会社が競争すれば格差が生まれるのは当然ではないかという質問をいたしました。局長は、「東西会社が経営努力を重ねていく中で、低廉化について一時的差が生ずることはあり得る」という答弁をされました。

先ほどお答えがありましたように、東西会社、つまりプライスクヤップが設定される県内電話等のサービスを提供するNTTの料金というのは下がっていくのだ、低廉化、こういう方向で進めていくのだと答えられました。だとすれば郵政省は、つまりこれまでの料金以上、プラスに設定されることはない、こう明言できるのでしょうか。

○谷(公)政府委員 先ほどもちょっと申し上げましたけれども、いろいろな経済情勢も含めて考えていくことになりますので、こういう数値になるということを明言させていただくということはできないわけだと思います。

しかし、この制度をつくりました趣旨は先ほど申し上げたとおりでござりますので、どのような数値の方式をとつていかはまだ決定しておりますが、そういうふうに決まります。

申しあげたとおりでござりますので、どうな

せんが、そういうことを検討する際には、それからそのシステムだけではなくて具体的な数値を決める際には、当然全体的にそういうことも含めます。

これを現在の六千万加入者で割り算してみると、加入者当たり光ファイバー化に伴う二十七万円から四十五万円の負担増になります。

この法条のもとになっている、先ほど来私が取り上げているこの研究会の報告書の中にも、やはり我が国においても、国内電話基本料、これが一三%，昭和六十年から平成九年までの間に値上げされた。公衆電話、十円から三十円ですから二〇〇%値上げになっている。国内専用回線、これが一五五%の値上げであるというように、大変大きな値上がりをしていることが一つの論議になつて、そのことが県内電話の料金に基準料金指数というものの、つまり上限価格制というものを取り入れていつたその理由にもなつていて思うのです。

そこで、大臣、時間がありませんので最後に大臣にお聞きしたいのですが、NTTにとって独占的な状況にある中で、いわゆる基準料金指数の上

全国的に展開しているところの大きな企業であることは申し上げるまでもありません。どんどんコ

ストダウン、そのための合理化、労働者を減らしていく、こうして企業が利益を得ていく、こういうことにこの間進んできていますし、逆に長距離改悪ではないかと思いますが、大臣のお考

えをお聞きしたいと思います。

○自見国務大臣 矢島委員にお答えをさせただ

る仕組みもある。

だから、大臣、お聞きしたいのは、この料金指

数についての届け出制というのは、結局、NTTに事実上料金格差を認める、それから毎年でも値上げをする権利を与える、こういう重大な制度の改悪ではないかと思いますが、大臣のお考

えをお聞きしたいと思います。

御指摘のよう、実際の料金が基準料金指數上限に張りついたり、料金の地域間格差が生じる可能性があることについては、それは基準料金指數が経済事情や技術動向あるいは生産性の向上等を反映した適切なものである限り、私は、それ自体が上限価格方式の問題点であるというふうには必ずしも認識いたしておりません。

すなわち、たとえ実際の料金が上限に張りついても、基準料金指數自体の低下により実質的に料金が低廉化していけば利用者の利益に合致するものではないかというふうに考えられますし、また地域間の料金格差についても、格差自体の問題よりも、むしろ地域の事業者間の切磋琢磨により料金全体として低廉化することが重要でないかといふふうに考えております。

○矢島委員 ゼロ、そういう大臣の答弁のよう

方向できちんと対処していくことが必要だらうと思います。

これはお答えいたくわけではありませんが、最後に、私は、加入者回線網の問題が基本料金の問題としては非常に大きい。これをどう維持し、届け出制の範囲内において。そして、それはこの法律の読み方からいければ可能になつてゐるわけですね。

しかも、この料金指數は、私、イギリスの例を挙げながら聞いてきたわけですが、やはりプラス二%という形でプラスになつていて。ですから、基本料金や市内通話料金においてはプラスになる危険性が強い、こういうように考えるわけです。

また同時に、地域による料金格差も法文上は可能になつていて、不採算地域の料金は高く設定でき

る。この問題はまた後の機会に取り上げるとして、

そういうサービスダウンを生むようなことのない方向、これもまた同時に考えていていただきましたい、このことを申し上げて、質問を終わります。

○**坂上委員長** 横光克彦君
○**横光委員** 社民党的横光克彦でございます。質問をさせていただきます。

これが「二十一世紀のリーディング産業である」という言葉が飛び交っております。私も、これは、国民そしてまた我が国の発展のためにもぜひそうあってほしいと願っているわけでございます。
三月の委員会のときに、私は実はこの件で取り上げさせていただいたのですが、一見、やはりこの情報通信産業、華やかであり、そして明るい見通しがあるという印象を与えてはおりますが、その内実は実は結構ぱらつきがあるのではないか、そういうふた趣旨の質問をさせていただきました。

そのときに、政府側のお答えに、やはり情報通信産業は設備投資、売上高とも堅調に推移していく、そして非常に事細かく数字を挙げて御説明をいただきました。高度成長時代当時と現代と、時代の背景が違うということ、そしてまた情報通信産業は内需主導型産業であるといったようなことで、外国に輸出するといったものの性格を自動車とか家電等と同じように扱うこともできないという状況ではあるけれども、当時の状況と今の状況では、必ずしも情報通信産業は見劣りするものではない、さらに二〇一〇年に向けて百二十五兆の市場に発展するという推測もあるというお答えでございました。

確かに、リーディング産業と言われるためには、こういったマクロ的な状況もさることながら、その業界の個々の企業の多くが利益抜群の優良企業でなければならないのではないか、そんな気が私はするわけでございます。そういう点では、現在の電気通信業界は、かつての家電産業や自動車産業などに比べて、先ほど言いました時代の違う、あるいは輸出する性格のものではないといったもの、あるいは現在の景気の非常に悪い状況、こう

いつたことを考慮しても、私は、優良企業は少ないのではないかというような気がいたしております。業展開の期間が短くなっている、こういった状況もあるうかと思います。

これは、サービス競争の激化が利用者に恩恵を与える反面、逆に、骨身を削って競争に打ちかつために経営基盤を厳しくしているのではないか、あるいはまた圧倒的な技術革新の速さのために事業展開の期間が短くなっている、こういった状況もあるうかと思います。

これは、そういうことに当てはまるかどうかわかりませんが、簡易型携帯電話、PHSの現状、これは非常に厳しい現状であると聞いております。九五年七月にサービスが展開されたわけですが、わずか三年足らずで加入者が頭打ちになってしまった、赤字体质から脱出することが非常に厳しい状況にあるという現状であると聞いております。

PHS、これはサービスが始まったときには圧倒的な好評を博して広がりを見せたわけですね。基本料金が安い、それから通話料が安い、そしてまた通信速度が速い、音質も格段にいい、いろいろな状況でもつて非常に広がった。しかし、それは三年で、携帯電話の料金の値下げによる影響、あるいは高速移動ではなかなか使えない、さらには販売奨励金を代理店に支給して、端末をただ同然のようにして広げたわけですね。あるいは、当初の加入者の急増によつて肝心な基地局の整備が追いつかなかつた。いろいろな状況で今のような事態になつたのだと思います。

ですから、公共性の高い産業である以上、規制緩和を進めることはもちろん重要ですが、私は、その結果、激しい競争の中で、利用者には料金やあるいは利便性の面でプラスになるわけですが、ただ、その競争の方法や手段、これはどんなことをしてもいいのか、また、そのことによつて、結果、利用者や国民にしわ寄せは來ないのか、そんな気がしないでもないわけでございます。

これから規制緩和がますます進み、いろいろな競争が激化していくわけですが、同じ競争でも、

公正な競争、これを推進するためには、オープンな規制、つまり適正な行政指導も必要ではなかろうかと思ひますが、この点、いかがでしようか。○谷(公)政府委員 確かに、この電気通信分野で申しますものは設備投資が大きいのでござりますけれども、非常に技術革新の激しい分野でございまして、次々と新しいサービスが出てまいります。それから、もう一つは、完全な競争の世界に入りつつあるわけでございまして、そういう意味でサービスの量といいますか、これは質量とともに拡大の一途をたどつておるわけでござりますけれども、競争の中での料金の低廉化等を通じまして、事業者にとりましては、売り上げそのものはなかなか伸びないという点がございます。

そういう意味で、通信分野全体としては伸びておりますけれども、個々のサービスあるいは個々の企業にとりましては、苦しいところも、それから順調なところもある、そういうことは確かに出ておるわけでございます。

ただ、いすれにしましても、こういった状態は国内だけの問題ではありませんで、国際的ななぞそういう競争にさらされてしまつておるわけでございまして、どうしても、それなりの新しい技術に向かふ努力をしていかなければならぬのだろうと思ひます。

その際に、一番重要なのは、御指摘いただきましたとおり、やはり競争を中心として行つておる部分でござりますから、それが公正有効な競争でなければならぬということが一番基本でございまして、この公正有効競争を確保するためには、いろいろな手だてが要るのだろうと思ひます。おしゃるようく、法律の規制だけではなくて、必要に応じては行政指導、それをオープンな形で行なわれるということも必要だらうと思います。

私どもいたしましたは、行政のあり方としましては、法に基づく規制につきましても、それから、そうでない行政指導のようなものにつきましても、どのようなものが必要かとということについては、まず関係者にお詫びをし、その意見を聞き、

それによつてつくられました案につきましては、さらに、それをお示しして意見を聞くというようなことの中で、できる限りオープンにそういうことを実施していくくといふことが適當であるとうていうふうに考えております。

○横光委員 どうもありがとうございました。

次に、電磁波が人体に与える影響について、ちよとお伺いいたします。

一般、「ポケットモンスター」の事件が起きました。本当に、想像できないよう、光によつて人体に影響を与えるといふことが現実に起きたわけござります。

今、この空間には大変な電波が飛び交つておる。いわゆる超短波から極超短波、そしてマイクロ波、またミリ波の時代、あるいはいわゆる光の時代、ファイバーですが、いずれ光の時代、こういった時代さえ来る可能性もあるわけですね。

そういった中で、現実に、この電磁波、例えば携帯電話がベースメトカーに影響を与えるとか、あるいは電子レンジの前に長くおると体に影響を与えるとか、こういったことはある程度科学的なデータもあるわけですが、もつと見えない部分でございます。そういった中で、郵政省に、電波が飛び交つているので頭が痛くてしようがないとか、あるいは何とかしてくれとかといったような電話があつたとかいうことも聞いておりますし、また、大きな送信アンテナがあるようなところでは、これは聞いた話ですが、男の子がたくさん生まれるとか、あるいは女の子がたくさん生まれるとか、そういう話もございます。

ですから、科学的な根拠がまだないわけですから、実は、明らかにされていないということは、研究が進んでいないだけで本当は影響があるのだとしたら、これは大変なことです。ですから、今知られていないだけでは実は人体に大変な影響があるといふのだったら、これは問題でございます。知らないことの恐ろしさ、例えば水俣病、魚の中に水銀が入つていてことを知らなかつた、おいしく食べていたのに、まさにあんな中に水銀が

入っているとは知らなかつた。また、知つた後の行政の対応もおくれたということも、あれだけ被害を広げたわけです。あるいはダイオキシン、これも、以前からあつたにもかわらず、最近のプラスチック等では大量に出ることがわかつて、改めてその怖さが今認識されている。さらに環境ホルモン。

こういつたように、知らないということが実は一番怖いわけで、そのためには、こういつた電波の、電磁波の人体に与える影響、まだまだ知られない部分がいっぱいあると思うのですが、このことについて、こういつた関係を郵政省はどういうに研究されているのか、お聞かせいただきたいと思います。

○谷(公)政府委員 電波の人体への安全性の研究は、過去四十年以上の歴史がございまして、これまでもさまざまな研究が積み重ねられております。その結果、電波防護指針というものも作成されております。

防護委員会という学者の方々の集まりでございま
すけれども、そこがこれまでの研究成果を総合的
に分析、検討されまして、電波防護指針を下回る
電波によつて健康に悪影響が生ずる証拠はないと
いう見解を声明として発表しておられまして、そ
ういう意味で申しますと、この電波防護指針を満
たせば健康への有害な影響はないという考え方方
が一応一般的ではござります。
しかしながら、仮にそれが現在の段階における
一般的な考え方であるといたしましても、電波が
人体にどのような影響を与えるかということにつ
きましては、まだ十分に解明され尽くしていない
という部分が残されているということも十分考え
られるところでございまして、事は人の健康にか
かわるという非常に重要な問題でございますの
で、私どもいたしました、平成九年四月に電
気通信技術審議会の答申で、「電波利用における
人体防護の在り方」という答申をいたしました。
この中に、こういう点について今後研究を進め

るべき項目を明らかにされておりますので、これについて継続的な研究を進めていきたいと考えております。そうした研究の積み重ねが、電波利用の一層の安全性確保に役立つと認識しております。

現在、郵政省といたしましては、この答申で提言されました研究を厚生省などの関係省庁、それから大学などと連携して推進していくこととしておりまして、昨年十月、生体電磁環境研究推進委員会といふものを発足させました。ここで動物実験や細胞レベルでの電波の影響などの研究を推進しているところでございまして、今後とも、これはなかなか長期間かかる問題でございますけれども、取り組みを重ねていきたいと考えております。

○横光委員 確かに、難解な研究でありまして、時間もかかるでしょうけれども、国民利益のことを考えれば、やはり、行革の中とはいえ、各省庁もっと連携して、この研究は充実を図つていいべきではないか、私はこのような気がいたしております。

きょうは、お忙しい中、ＫＤＤの皆さんにもお越しいただいております。ちょっと質問させていただきます。

KDD、今回、完全民営化になるわけでございますが、これまで特殊法人としてやってきたわけですが、民営化になりますと、すべて自己責任ということになります。いわゆる責任とやりがいの時代がスタートするわけですね。法律で会社が設立されていたわけですが、六十年まではまさに国際通信はKDDの独占状況であったわけですね。六十年以降は競争の時代に入りました。そして、今回、完全民営化という大きな変遷をたどってきましたわけございます。

これまで事業計画の認可等が必要であつて、いわゆる規制、縛りというものがあつたわけですが、今後はこの経営形態が大きく変わり、会社としては全社を挙げて意識の改革が必要ではなかろうか、このよくな気がいたしております。

そこで、お聞きしたいのですが、ちょっと心配なのは、完全民営化後のユニバーサルサービスの

るべき項目を明らかにされておりますので、これについて継続的な研究を進めていきたいと考えております。そうした研究の積み重ねが、電波利用の一層の安全性確保に役立つと認識しております。

現在、郵政省といたしましては、この答申で提言されました研究を厚生省などの関係省庁、それから大学などと連携して推進していくこととしておりまして、昨年十月、生体電磁環境研究推進委員会というものを発足させました。ここで動物実験や細胞レベルでの電波の影響などの研究を推進しているところでございまして、今後とも、これはなかなか長期間かかる問題でございますけれども、取り組みを重ねていきたいと考えております。

○横光委員 確かに、難解な研究でありますし、時間もかかるでしょうけれども、国民利益のことを考えれば、やはり、行革の中とはいえ、各省庁もつと連携して、この研究は充実を図つていいべきではないか、私はこのような気がいたしております。

国際電話の対地数、十四対地の国を私見まして、
かどうかということ。KDDのみが提供している
确保、これまでの事業をそのまま継続していく
すごいな、聞いたことのないような国の名前が大
分あります。まさにユニバーサルサービスを展
開していたのだなということが改めてわかつたわ
けです。アルバとかトルクメニスタンとかブルキ
ナファソとか、どこにあるのかわからないような
国がいっぱいあるわけですが、そういうところで
も事業展開をされてきた。今後もこういったところ
も継続、維持できるのかどうかということが一
つ。そしてまた、KDDの職員あるいは労働組合
の皆さんのが完全民営化をどのように受けとめてい
るのか。このユニバーサルサービスの確保と完全
民営化の職員の受けとめ方、この二点をお聞かせ
ください。

○西本参考人 お答え申し上げます。
ユニバーサルサービスの維持についての御質問
でございますけれども、私ども、世界二百三十五
社に通信サービスを提供しておると、どうこと
が、コストもかかりますけれども、KDDの営業
上の強みでもござりますので、純粹民営化され
たらすぐやめるとかそういうことはございません
で、最大限こういったユニバーサルサービスの
維持に努力してまいりますつもりでございます。
それから、KDD法廃止に関する職員等の反
応でございますけれども、私どもの労働組合にお
きましても、KDD法廃止、純粹民営化の早期実
現を要望する旨の方針を組合としての機関決定を
しております、公表しているところでございま
す。役職員一同、KDD法の廃止についてはひと
くこれを見直しておるというところでございま
す。

○横光委員 KDDの発展を期待いたしておりま
す。終わります。

ありがとうございました。

○坂上委員長 これにて本案に対する質疑は終局
いたしました。

○坂上委員長 これより討論に入ります。
矢島恒夫君。
○矢島委員 私は、日本共産党を代表して、電気通信分野における規制の合理化のための関係法律の整備等に関する法律案に反対の討論を行います。
反対の第一の理由は、今まで認可制であった第一種電気通信事業者の料金規制を原則届け出制に変えることです。
NTTの県内電話等にはプライスキャップがかかりていますが、この範囲内でNTTの東西会社は自由に価格を設定することができ、東西間だけではなく、地域ごとの格差料金が可能になります。このことはNTTに課せられたユニバーサルサービスに穴を開けるものであるということです。
しかも、県内電話は、事実上、NTTの独占であり、プライスキャップの価格上限までの値上げを妨げるものは何もありません。一九八四年からこの制度を導入したイギリスでは、これによつて基本料金は毎年のように値上げされ、現在では約二倍になっています。市外料金は確かに値下げになつたものの、多くの国民にとって身近な基本料金、市内料金は値上げとなつてお、日本でも、地方や一般利用者には高い電話通話料金への道を開くものであり、認めるわけにはいきません。
反対の第二は、オペレーター業務などの電気通信業務を認可不要にすることです。
既にNTTは電話番号案内サービスなどの業務を委託化していますが、ベテランの労働者の強制配転によるサービスの低下が起きています。オペレーター業務等の認可制度の緩和は、会社の一方的な都合によるアットソーシング化を解禁するもので、労働条件の悪化、サービスの低下につながり、認められません。
第三に、KDD法の廃止によって、これまでKDDに課せられていました国際分野でのユニバーサルサービスが免除されることです。

NTTも含めて、国際通信の競争が激化すれば、

不採算地域の回線の敷設、維持あるいは国際電報などの分野からの撤退が起こり、国際分野でのユーバーサルサービスの後退となり、反対であります。

第四に、第二種電気通信事業者を電波監理審議会委員の欠格事項とする緩和であります。

第一種電気通信事業者も利害関係者であること変わりはない上に、第一種電気通信事業者の子会社や、電気通信事業者に密接な関係を持つ大企業が含まれており、この規制緩和は、審議会の審議をゆがめる可能性があり、反対です。

第五に、第二種通信事業者が回線設備の設置を可能とすることは、二種の規制で第一種事業者に近い業務を可能とするもので、参入、退出、料金、約款など事業の公共性を担保する規制に穴をあけるものであり、反対です。

無線局免許の緩和等必要な規制緩和が含まれているとはいっても、全体としてこの規制緩和は、国民の利益に反するものであり、反対であることを表明し、討論を終わります。

○坂上委員長 これにて討論は終局いたしました。

○坂上委員長 これより採決に入ります。
電気通信分野における規制の合理化のための關係法律の整備等に関する法律案について採決いたしました。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○坂上委員長 起立多数。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

お詫びいたします。
ただいま議決いたしました本案に関する委員会報告書の作成につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○坂上委員長 御異議なしと認めます。よって、

そのように決しました。

〔報告書は附録に掲載〕

○坂上委員長 内閣提出、参議院送付、郵便貯金

法の一部を改正する法律案、内閣提出、参議院送付、郵便貯金及び預金等の受払事務の委託及び受

託に関する法律案、内閣提出、参議院送付、郵便振替法の一部を改正する法律案及び内閣提出、参

議院送付、簡易生命保険の積立金の運用に関する法律の一部を改正する法律案の各案を議題といたします。

順次趣旨の説明を聴取いたします。自見郵政大臣。

郵便貯金法の一部を改正する法律案
郵便振替法の一部を改正する法律案
郵便貯金及び預金等の受払事務の委託及び受

託に関する法律案

簡易生命保険の積立金の運用に関する法律の一
部を改正する法律案

〔本号末尾に掲載〕

○自見国務大臣 郵便貯金法の一部を改正する法

律案、郵便貯金及び預金等の受払事務の委託及び受託に関する法律案、郵便振替法の一部を改正する法律案、簡易生命保険の積立金の運用に関する法律の一部を改正する法律案、簡易生命保険の積立金の運用に関する法律案

法律の一部を改正する法律案、以上四件につきまして、その提案理由及び内容の概要を御説明申し上げます。

最初に、郵便貯金法の一部を改正する法律案につきまして、その提案理由及び内容の概要を御説明申し上げます。

この法律案は、郵便貯金者に対するサービスの向上を図るために、貯金証書に写真を複写す

る取り扱いその他の特別な取り扱いを行い、当該

こととするとともに、金融自由化に適切に対応

した郵便貯金事業の健全な経営の確保に資するため、郵便貯金特別会計の金融自由化対策資金の運用の範囲を拡大すること等を行おうとするものであります。

次に、この法律案の概要について申し上げます。第一に、郵政省が預金者に交付する貯金証書に付する郵便貯金及び預金等の受払事務の委託及び受託に関する法律案、内閣提出、参議院送付、郵便振替法の一部を改正する法律案及び内閣提出、参議院送付、簡易生命保険の積立金の運用に関する法律の一部を改正する法律案の各案を議題といたします。

順次趣旨の説明を聴取いたします。自見郵政大臣。

郵便貯金法の一部を改正する法律案
郵便振替法の一部を改正する法律案
郵便貯金及び預金等の受払事務の委託及び受

託に関する法律案

簡易生命保険の積立金の運用に関する法律の一
部を改正する法律案

〔本号末尾に掲載〕

○自見国務大臣 郵便貯金法の一部を改正する法

律案、郵便貯金及び預金等の受払事務の委託及び受託に関する法律案、郵便振替法の一部を改正する法律案、簡易生命保険の積立金の運用に関する法律の一部を改正する法律案、簡易生命保険の積立金の運用に関する法律案

法律の一部を改正する法律案、以上四件につきまして、その提案理由及び内容の概要を御説明申し上げます。

この法律案は、利用者の利便の向上等を図るため、がん、結核、小児麻痺その他特殊な疾病の学術的研究、治療または予防の事業を行う法人または団体に対する寄附金の送金に係る料金を免除することができます。これができるとともに、払い出し証書一枚当たりの金額の制限を引き上げることとすること等を行おうとするものであります。

次に、この法律案の概要について申し上げます。

この法律案は、寄附金の送金に係る料金を免除する法人または団体に、がん、結核、小児麻痺その他特

殊な疾病的学術的研究、治療または予防の事業及び地殻環境の保全を図るための事業を行う法人または団体を加えています。

第二に、特殊取り扱い等として、払込人または

口座を特定するために必要な事項を電磁的方式に

金銭の受け入れまたは払い渡し等の事務を、金融機関に委託して行わせることととしております。

第二に、事務を委託された金融機関において当該事務に係る役務の提供を受けようとする者は、郵政省令で定める額の手数料を、郵政省令で定めるとところにより、国に納付しなければならないこととしております。

第三に、郵政大臣は、金融機関から自動預払い機等で取り扱う預金、貸し付け、信託、保険その他の金融機関の業務で郵政省令で定めるものに係る金銭の受け入れまたは払い渡し等に関する事務の委託を受けることができるることとし、郵便局に

おいて委託された事務に係る金銭の受け入れまたは払い渡しその他の役務の提供を受けようとする者は、郵政省令で定めるところにより、当該役務の提供の申し込みをすることとしております。

なお、この法律の施行期日は、公布の日から起算して九ヵ月を超えない範囲内において政令で定める日からとしております。

次に、郵便振替法の一部を改正する法律案につきまして、その提案理由及び内容の概要を御説明申し上げます。

この法律案は、利用者の利便の向上等を図るため、がん、結核、小児麻痺その他特殊な疾病的学術的研究、治療または予防の事業を行う法人または団体に対する寄附金の送金に係る料金を免除することができます。これができるとともに、払い出し証書一枚当たりの金額の制限を引き上げることとすること等を行おうとするものであります。

次に、この法律案の概要について申し上げます。

この法律案は、寄附金の送金に係る料金を免除する法人または団体に、がん、結核、小児麻痺その他特

殊な疾病的学術的研究、治療または予防の事業及び地殻環境の保全を図るための事業を行う法人または団体を加えています。

第二に、特殊取り扱い等として、払込人または

口座を特定するために必要な事項を電磁的方式に

金銭の受け入れまたは払い渡し等の事務を行なうことがあります。

第一に、郵政大臣は、郵便局の自動預払い機等で取り扱いに係る手数料の徴収等を行うことができ

ることとするとともに、金融自由化に適切に対応

次に、この法律案の概要について申し上げます。

この法律案は、郵便貯金の預金者に対するサービス

の向上を図るために、貯金証書に写真を複写す

ることとするとともに、金融自由化に適切に対応

次に、この法律案の概要について申し上げます。

この法律案は、郵便貯金の預金者に対するサービス

の向上を図るために、貯金証書に写真を複写

よつて記録したカードを発行する等の取り扱いができるとしております。

第三に、郵便振替の払い出しにおいて、加入者が払い出し証書の交付を受け、受取人に送付することができるとしております。

第四に、払い出し証書の一枚当たりの金額の制限を千五百万円とすることとしております。

第五に、支払い通知書の一枚当たりの金額の制限を三十万円とすることとしております。

なお、この法律の施行期日は、寄附金の送金に係る料金免除に関する規定については、公布の日から、特殊取り扱い等に関する規定及び加入者に払い出し証書を交付する取り扱いに関する規定は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から、払い出し証書及び支払い通知書の一枚当たりの制限金額の引き上げに関する規定については、公布の日から起算して一ヶ月を経過した日からとしております。

最後に、簡易生命保険の積立金の運用に関する法律の一部を改正する法律案につきまして、その提案理由及び内容の概要を御説明申し上げます。この法律案は、金融、経済環境の変化に適切に対応し、簡易生命保険の加入者の利益の増進を図るため、所要の改正を行おうとするものであります。

その内容は、簡易生命保険の積立金を先物外貨替に運用する場合における証券会社に委託しなければならないとの条件を撤廃するものであります。なお、この法律の施行期日は、公布の日からといたしております。

以上が、これら四法律案の提案理由及び内容の概要であります。

何とぞ慎重審議の上、速やかに御可決くださいます。

○坂上委員長 これにて趣旨の説明は終わりました。

次回は、公報をもってお知らせすることとし、本日は、これにて散会いたします。

午後零時二十五分散会

郵便貯金法の一部を改正する法律案

郵便貯金法の一部を改正する法律

第三十一条の二(特別な取扱い及びその手数料)郵政省は、省令で定めるところにより、次に掲げる取扱いをすることができる。

一 貯金証その他の郵政省が預金者に交付する物にあらかじめ預金者が提出する写真その他の図画を複写する取扱い

二 前号に掲げるもののほか、郵便貯金の利用に密接に関連する役務で預金者の便益を高めるものを提供する取扱い

前項の規定による取扱いについては、預金者は、当該取扱いに要する費用を勘案して省令で定める額の手数料を、省令で定めるところにより、納付しなければならない。

第三十一条の三(手数料の還付) 前条第二項の規定により納付された手数料は、次に掲げるものに限り、これを納付した預金者の請求により還付する。

一 過納又は誤納の手数料

二 郵便貯金に關する業務に從事する者の過失によって前条第一項各号に掲げる取扱いの全部若しくは一部をしなかつた場合又は郵便貯金に関する業務に従事する者の過失によつて

これと同様の結果を生じた場合におけるその

省令で定める額

取扱いの手数料の額又はその範囲内において

前項の請求は、その手数料を納付した時から一年を経過したときは、これをすることができない。

第六十八条の三第一項第十六号中「以下この条において同じ。」を削り、同号を同項第十七号とし、

同項第十三号から第十五号までを「一号ずつ繰り下げ、同項第十二号の次に次の一号を加える。」

十三 前号に規定する債券の信託業務を営む銀行又は信託会社への信託で、当該債券を金融機関その他同号の政令で定める法人に対する貸付けの方法によってのみ運用する旨の契約があるもの

(以下「郵便貯金受払事務」という。)の一部を改正する。

第二章中第三十一条の二を第三十一条の四とし、第三十一条の次に次の二条を加える。

第三十一条の二(特別な取扱い及びその手数料)郵政省は、省令で定めるところにより、次に掲げる取扱いをすることができる。

一 貯金証その他の郵政省が預金者に交付する物にあらかじめ預金者が提出する写真その他の図画を複写する取扱い

前項の規定による取扱いについては、預金者は、当該取扱いに要する費用を勘案して省令で定める額の手数料を、省令で定めるところにより、納付しなければならない。

第三十一条の三(手数料の還付) 前条第二項の規定により納付された手数料は、次に掲げるものに限り、これを納付した預金者の請求により還付する。

理由

郵便貯金の預金者に対するサービスの向上を図るため、貯金証に写真を複写する取扱いその他の特別な取扱いを行い、当該取扱いに係る手数料を徴収することができるとしているとともに、金融自由化に適切に対応した郵便貯金事業の健全な経営の確保に資するため、郵便貯金特別会計の金融自由化対策資金をもって取得した債券を信託業者を営む銀行又は信託会社へ信託できることとし、及び同資金を先物外貨替に運用する場合における証券会社に取引を委託してしなければならないとの条件を撤廃する等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

(手数料)

第三条 受託金融機関において前条第一項の規定により委託された郵便貯金受払事務に係る金銭の受入れ又は払渡しその他の役務の提供を受けようとする者は、郵便貯金受払事務の委託に要する費用及び預金者の利便を勘案するとともに金融機関の同種の手数料にも配意して郵政省令で定める額の手数料を、郵政省令で定めるところにより、國に納付しなければならない。

(事務の受託)

第四条 郵政大臣は、金融機関から、自動預払機等で取り扱う預金、貸付け、信託、保険その他の金融機関の業務で郵政省令で定めるものに係る金銭の受入れ又は払渡しに因する事務及びこれらに付随する事務であつて郵政省令で定めるもの(以下「金融機関預金受払事務」という。)の一部の委託を受けることができる。

第一条 この法律は、郵政大臣が郵便貯金等の業務に係る金銭の受け入れ又は払渡し等の事務を金融機関に委託して行わせるとともに、郵政官署において金融機関から委託を受けて預金等の業務に係る金銭の受け入れ又は払渡し等の事務を行ふことによつて、預金者等の利便の増進を図ることを目的とする。

3 郵政大臣は、第一項の規定により金融機関預

金を除く。)は、払込人から、又は預り金を払い出す口座の預り金から控除して、これを徴収する。

附 則

この法律の規定は、次の各号に掲げる区分に従い、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

(資金運用部資金法の一部改正)
2 資金運用部資金法(昭和二十六年法律第百号)
の一部を次のように改正する。
附則第十一項中「第三条第八項」を「第三条第七項」に改める。

理 由

- 一 第二十三条の二を第二十三条の三とし、第二十一条の改正規定 公布の日
- 二 第三十九条及び第五十条の四の改正規定 公布の日から起算して一月を経過した日
- 三 第三十一条、第三十八条第二項第一号及び第三十八条の二第一項の改正規定 公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日

簡易生命保険の加入者の利益の増進を図るために、簡易生命保険特別会計の積立金を先物外国為替に運用する場合における証券会社に取引を委託してしなければならないとの条件を撤廃する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

理 由

利用者の利便の向上等を図るため、がん、結核、小児まひその他特殊な疾病的学術的研究、治療又は予防の事業等を行う法人又は団体に対する寄附金の送金に係る料金を免除することができることとともに、払出証書一枚当たりの金額の制限を引き上げることとする等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

簡易生命保険の積立金の運用に関する法律の一部を改正する法律案

簡易生命保険の積立金の運用に関する法律の一部を改正する法律

簡易生命保険の積立金の運用に関する法律(昭和二十七年法律第二百十号)の一部を次のように改正する。

第三条第一項第一二十三号中「以下この条において同じ。」を削り、同条中第七項を削り、第八項を第七項とする。

附 則

- 1 (施行期日)
この法律は、公布の日から施行する。

平成十年五月十二日印刷

平成十年五月十三日發行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局

F